

# 富田林市地域防災計画

地震災害応急対策・復旧復興対策編

平成18年1月修正

富田林市防災会議

[ 地震災害応急対策・復旧復興対策編 ]

目 次

《 地震災害応急対策 》

<b>第1章</b>	<b>地震災害応急対応体制</b>	<b>3</b>
第1節	組織動員体制	3
第1	災害警戒対策本部	3
第2	災害対策本部	6
第2節	災害情報の収集・伝達に関する計画	18
第1	地震情報等収集・伝達	18
第2	被害情報収集・報告	23
第3節	通信手段の確保	29
第4節	広報・広聴対策	31
第1	災害広報対策	31
第2	災害広聴対策	34
<b>第2章</b>	<b>初期応急活動</b>	<b>36</b>
第1節	応援・派遣要請	36
第1	広域応援等の要請と受入れ	36
第2	自衛隊の災害派遣要請	40
第2節	消火・救助・救急活動	45
第3節	医療救護活動	48
第4節	応急避難	53
第1	避難の勧告・指示・誘導	53
第2	警戒区域の設定	57
第5節	二次災害の防止	63
第1	都市基盤施設等の応急措置	63
第2	建築物等に対する措置	65
第3	危険物等に対する措置	67
第6節	交通輸送対策	70

第1	緊急輸送のための道路確保	70
第2	道路の応急復旧等	74
第3	緊急輸送体制の確立	76
第4	鉄軌道施設の応急復旧	79
第5	バス路線の応急復旧	81
第7節	ライフラインの緊急対応	82
第8節	災害救助法の適用	83
<b>第3章</b>	<b>応急対策活動</b>	<b>86</b>
第1節	生活救護に関する計画	86
第1	応急給水	86
第2	食料供給	89
第3	生活必需品の供給	92
第4	物価の安定及び物資の安定供給	94
第2節	応急教育等対策	96
第3節	建築物・住宅応急対策	101
第4節	ボランティアの受入れ	104
第5節	海外からの支援の受入れ	106
第6節	福祉活動対策	107
第7節	遺体の埋火葬等	110
第8節	保健衛生・防疫対策	113
第9節	廃棄物処理対策	116
第1	一般廃棄物の処理	116
第2	し尿処理	118
第3	がれき処理	120
第4	愛玩動物の収容	123
第10節	社会秩序の維持	124
第11節	ライフラインの応急対策	126
第1	上水道施設	126
第2	下水道施設	128
第3	電力供給施設	130
第4	ガス供給施設	132

第5 電気通信施設	134
第12節 農業関係応急対策	136
第13節 義援金品の受付・配分	138

《 地震災害復旧復興対策 》

<b>第1章 生活の安定</b>	<b>143</b>
第1節 復旧事業の推進	143
第1 かり災証明	143
第2 被災施設の復旧	144
第3 激甚災害の指定	146
第2節 被災者の生活確保	148
第1 災害弔慰金等の支給	148
第2 災害援護資金・生活資金等の貸与	150
第3 租税等の減免及び徴収猶予等	151
第4 住宅の確保	152
第5 被災者生活再建支援金	154
第3節 中小企業の復興支援	157
第4節 農業関係者の復興支援	158
<b>第2章 復興の基本方針</b>	<b>159</b>

附則：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則	163
第2章 東海地震注意情報発表時の措置	164
第3章 警戒が発せられた時の対応措置	165

## 〔地震災害応急対策〕

地震災害応急対策の市が行う応急措置等については、「地震災害応急対策 第1章 第3節 職員の動員配備」以降は市災害対策本部が設置された場合における各部の活動を記述している。

なお、市災害対策本部を設置する前又は設置しない場合の活動は、市災害対策本部の組織の活動に準じて行う。

# 第1章 地震災害応急対応体制

## 第1節 組織動員体制

大規模な災害発生時には、市長の指示を待つことなく、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する必要がある。このため、各部長及び各職員は、災害の発生を知ったときには、災害の種類や規模に即した活動組織を直ちに設置し、指揮命令系統の迅速な確立を図る。

### 第1 災害警戒本部

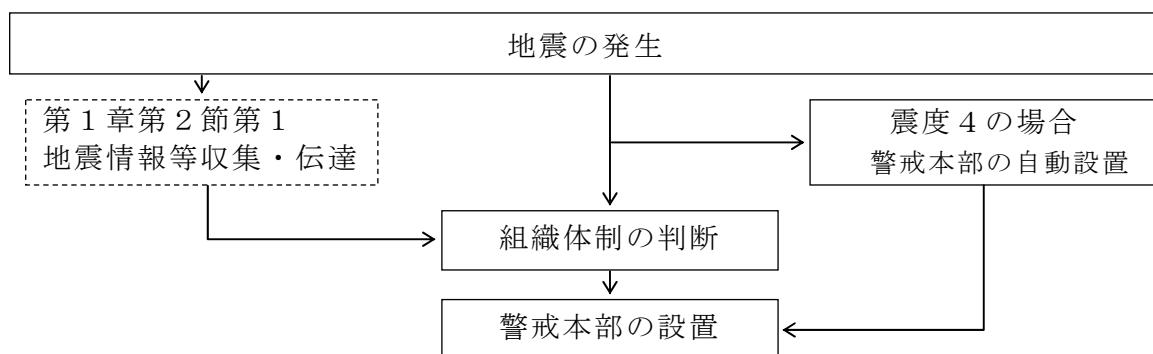
#### 《実施担当》

総務部、消防本部、まちづくり政策部、上下水道部

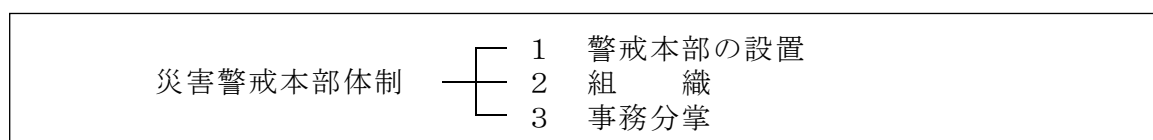
#### 《基本的な考え方》

市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4の地震が発生した場合、又は市長が必要と認めた場合、総務部長は市長の指示により災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 警戒本部の設置

(1) 設置基準

- ア 市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4の地震が発生したとき
- イ 大規模地震対策特別措置法第9条に基づき、地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき
- ウ 市長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき
- ウ 災害発生のおそれなくなったとき
- エ 市長が適当と認めたとき

(3) 設置場所

警戒本部は、市役所401会議室に設置する。

## 2 組 織

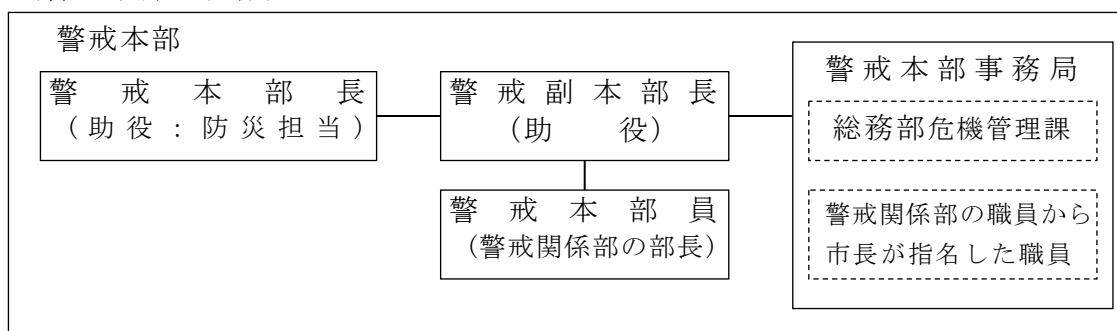
(1) 警戒本部の組織

- ア 助役を災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）及び災害警戒副本部長（以下「警戒副本部長」という。）とし、警戒本部長には防災を担当する助役をもってあてる。
- イ 総務部、消防本部、まちづくり政策部、上下水道部（以下「警戒関係部」という。）の各部長を災害警戒本部員（以下「警戒本部員」という。）とする。
- ウ 警戒本部のもとに、災害警戒本部事務局（以下「警戒本部事務局」という。）を置く。警戒本部事務局の要員は、総務部危機管理課職員及び警戒関係部の職員から市長が指名した職員とする。
- エ 状況に応じて警戒関係部の職員は警戒本部長の命により警戒本部の活動に従事する。

(2) 警戒本部事務局

警戒本部事務局は、情報の収集や災害応急活動の調整・把握などを行う。

[警戒本部の組織]



### 3 事務分掌

災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

- (1) 情報の収集・伝達に関すること
- (2) 職員の配備に関すること
- (3) 災害応急活動に関すること
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (5) 府域に震度5弱以上の地震が発生し、府が災害対策本部等を設置した場合、その連携に関すること
- (6) 災害対策本部の設置に関すること
- (7) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること



## 第2 災害対策本部

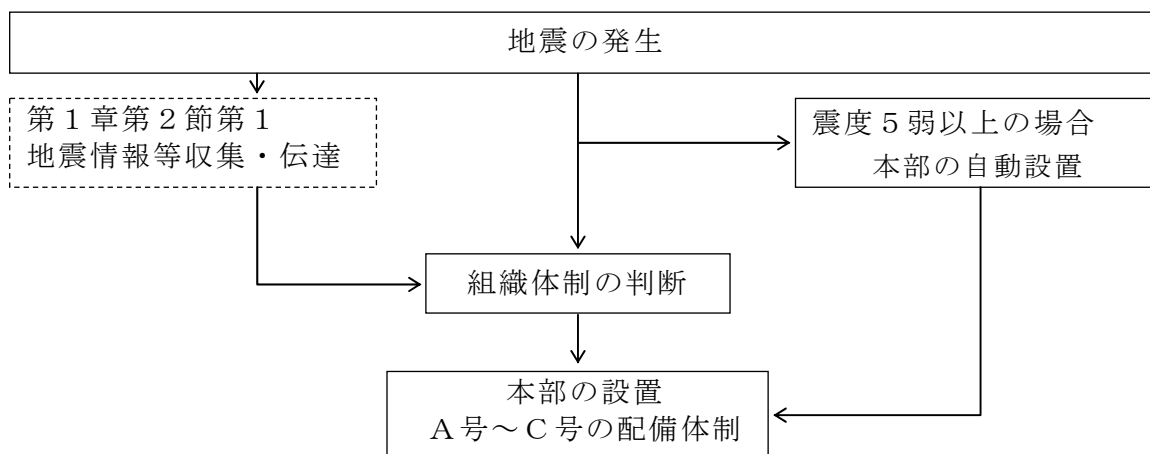
### 《実施担当》

全部局

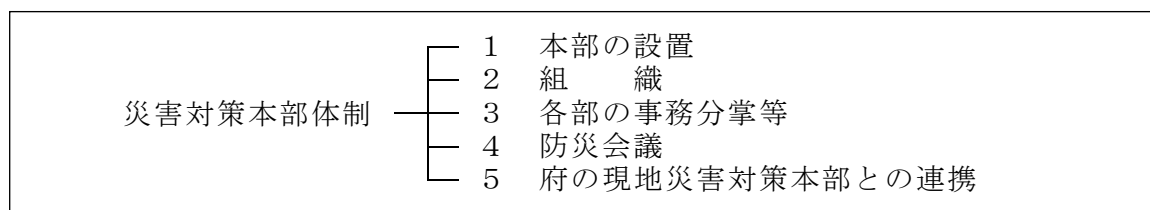
### 《基本的な考え方》

市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、富田林市災害対策本部条例に基づき災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 本部の設置

##### (1) 設置基準

- ア 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- イ 小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ウ 市長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 災害対策本部長（市長）が適当と認めたとき

(3) 設置場所

本部は、市役所401会議室に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

(4) 設置、廃止等の通知

市長は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、富田林市防災会議委員、庁内各部、報道機関、その他関係機関に通知する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当
庁 内 各 部	防災行政無線及び庁内放送	総 務 部
報 道 機 関	口頭及び文書	市 長 公 室
関 係 機 関 等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総 務 部

(5) その他

本部を設置したときは、市役所401会議室の入口に「富田林市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 2 組 織

(1) 本部の組織

- ア 市長を本部長とする。
- イ 助役、収入役及び教育長を副本部長とする。
- ウ 部長、理事職にある者を本部員とする。
- エ 本部のもとに部を置き、部に部長、課長又は支部長及びその他必要な職員を置く。

部長は、部の災害応急対策等を統括し、課長又は支部長は、部の災害応急対策等の推進責任者とする。

オ 次のように部及び部の職員を置く。

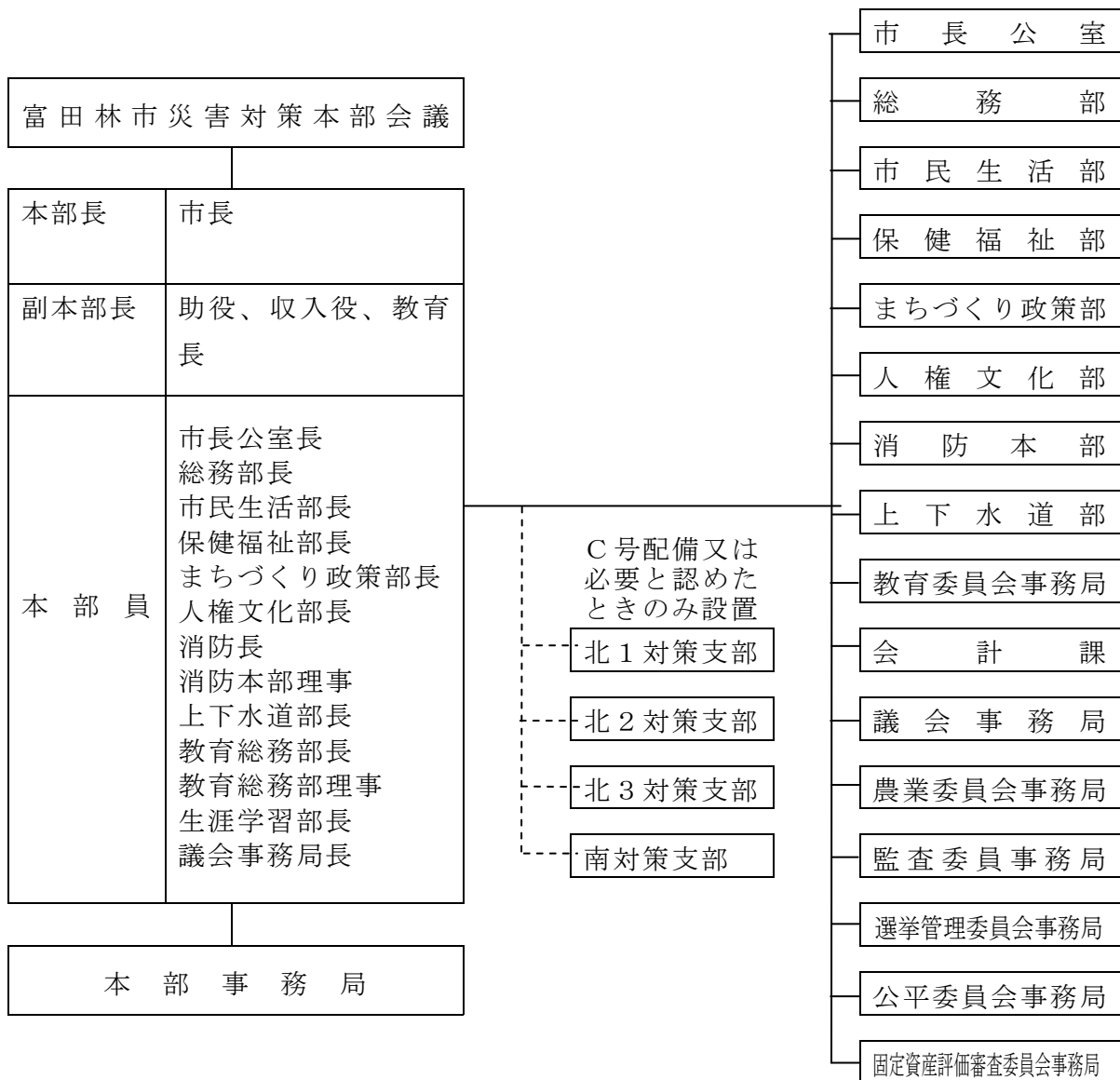
- ① 富田林市事務分掌条例の規定による部又は室、各行政委員会、市議会を単位として部を置く。

各々の機関に所属する職員は、関係する部（本部のもとに置く部）の職員とする。

②上記の部のほか、本部に本部事務局を置き、また市長が必要と認めた場合には、北1対策支部、北2対策支部、北3対策支部及び南対策支部を置く。これら部の職員は市長があらかじめ指名又は任命する。

ただし、各対策支部を置かない場合、各々の職員は、所属する部の職員として、災害応急対策等に従事する。

【富田林市災害対策本部の組織】



(2) 指揮体制

本部の指揮伝達系統及び指揮順位は次図のとおりとし、これに基づいて体制を整える。

【指揮伝達系統】



【指揮順位】

本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理する者
1	副本部長 (防災を担当する助役)
2	〃 (助役)
3	〃 (収入役)
4	〃 (教育長)

上記順位の者すべてに事故等あるときは、「市長の職務を代理する者の順位を定める規則」第3条の定めるところによる。

(3) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。

ア 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ①災害応急対策等の方針、推進に関すること
- ②配備体制の決定に関すること
- ③各部間の連絡調整事項の指示に関すること
- ④自衛隊の派遣要請の要求に関すること
- ⑤災害救助法の適用要請に関すること

⑥他の地方公共団体等への応援要請に関すること

⑦その他災害に関する重要な事項

(4) 本部事務局

ア 本部事務局は各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。

イ 本部事務局の職員は総務部職員のほか、資料編第5章第2節 に掲げる部署に所属する職員から、市長があらかじめ任命した職員で構成する。

(5) 対策支部

地域の被害状況や避難者の状況等の情報把握など、本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

ア 設置及び廃止

次の基準より、一部又は全部の対策支部を設置又は廃止する。

【設置基準】

①大規模な災害が発生したとき

②本部長が必要と認めたとき

【廃止基準】

①初期災害応急活動がおおむね完了したとき

②本部長が適当と認めたとき

イ 設置場所及び組織

対策支部名	設置場所	各対策支部の要員
北(1)対策支部	喜志中学校	市長があらかじめ任命した職員
北(2)対策支部	明治池中学校	市長があらかじめ任命した職員
北(3)対策支部	金剛中学校	市長があらかじめ任命した職員
南対策支部	第三中学校	市長があらかじめ任命した職員

3 各部の事務分掌等

本部の事務分掌は、資料編第5章第2節 のとおりとする。

4 防災会議

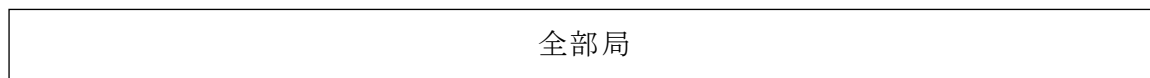
市域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

5 府の現地災害対策本部との連携

府が南河内府民センター又は市庁舎等に現地災害対策本部を設置した場合、本部事務局がこの組織との連携に努める。

### 第3 動員配備

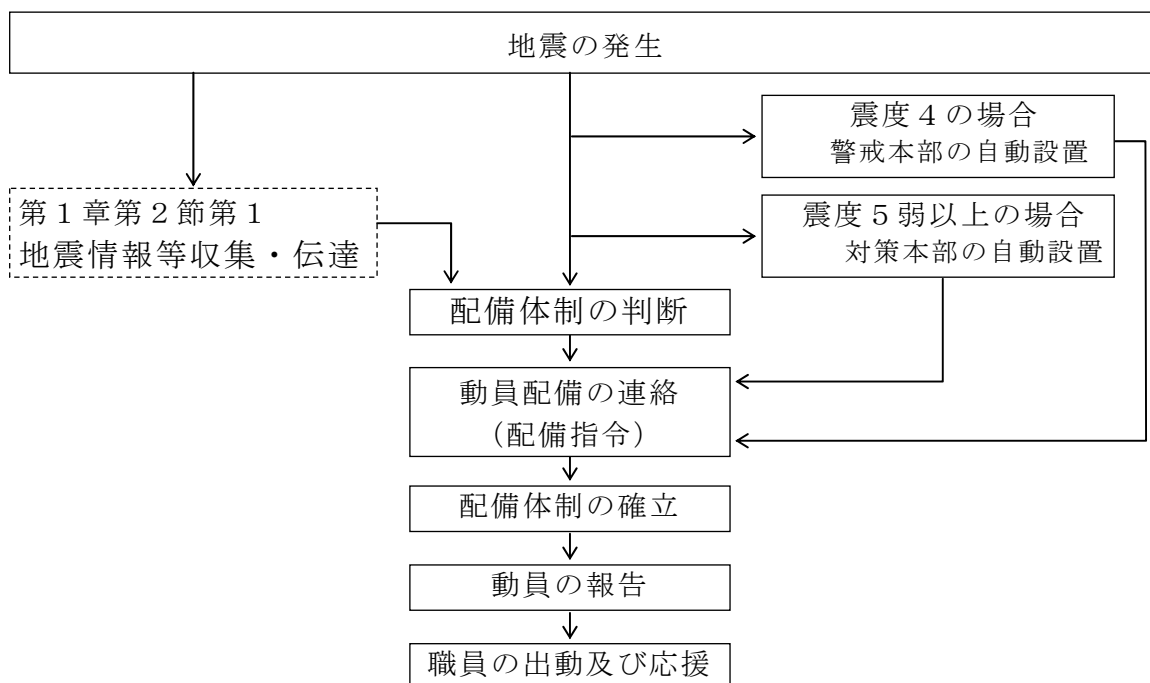
#### 《実施担当》



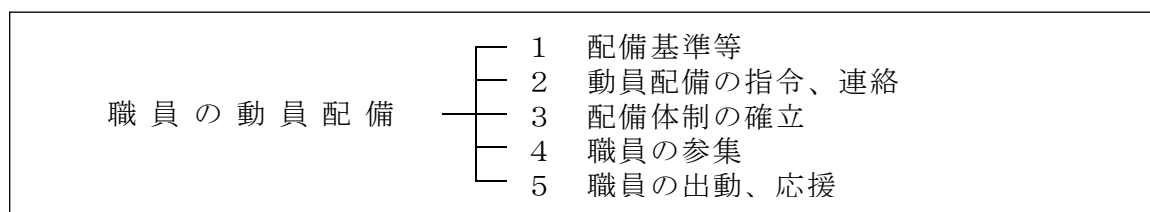
#### 《基本的な考え方》

市は、災害状況に応じて必要な配備体制をとり、迅速かつ適切な応急対策活動を実施する。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 配備基準等

市長は、災害の規模、種類、被害発生の子想される時間を検討し、必要な防災体制をとるため、状況に応じて「災害警戒本部体制」又は「災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達と警戒活動や応急対策活動等を実施する。

職員の配備は、次の基準による。

区 分		配 備 時 期	配 備 内 容
災害警戒本部体制		1 市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4の地震が発生したとき（自動配備） 2 本部を設置するに至らない場合で市長が必要と認めたとき	警戒関係部で編成し、通信情報収集活動を中心に警戒にあたる体制 動員人数 20 人以上
災害対策本部体制	A号配備	1 市域で震度5弱の地震が発生したとき（自動配備） 2 小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき	災害を防ぎよするため、通信情報収集活動を行い、各部最小限度の人員で災害応急対策を実施する体制 動員人数 50 人以上
	B号配備	1 市域で震度5強の地震が発生したとき（自動配備） 2 中規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき	小規模な災害応急対策を実施する体制 動員人数 200 人以上
	C号配備	1 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自動配備） 2 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき	市の全力をあげて災害応急対策を実施する体制 全職員を動員
上記の体制以外の配備		市長は、必要に応じて特に必要な部署の職員を指名動員する配備を指令することがある。	



## 2 動員配備の指令、連絡

### (1) 動員配備指令

#### ア 本部設置前

震度階に応じた配備（自動配備指令）となる。

#### イ 本部設置後

原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。

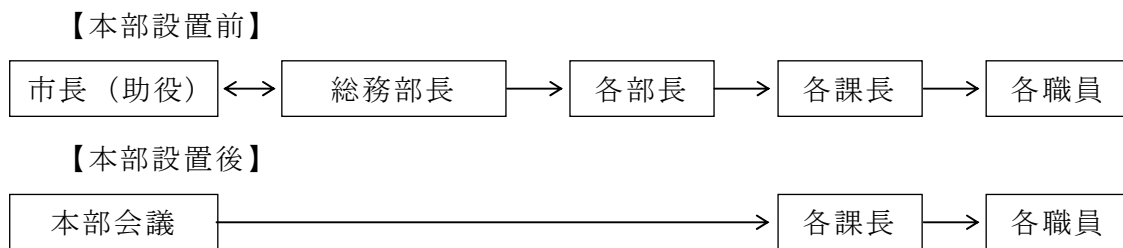
#### ウ 特例

市長（本部長）、助役（副本部長）は、災害の状況や災害対策活動の進捗状況により、必要と認める特定の部に対して動員配備指令を発令する。

### (2) 勤務時間内における動員配備指令の連絡

勤務時間内の動員配備の連絡は下図のとおり総務部長が各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡する。また、必要に応じて庁内放送等により、速やかにその旨を周知する。

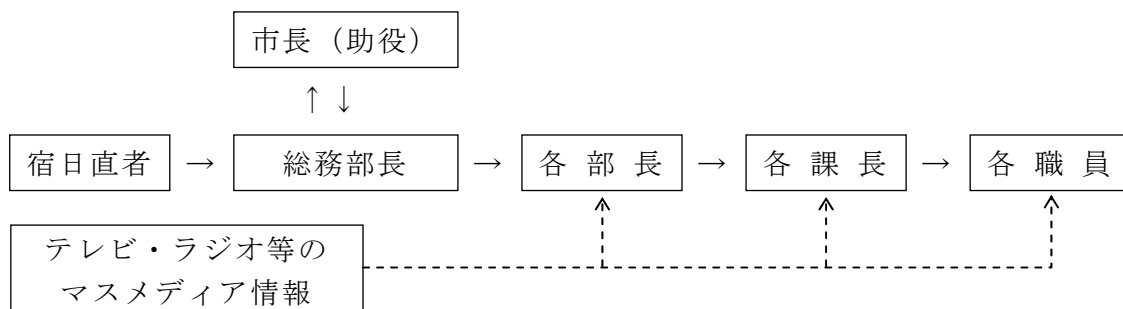
勤務時間内の動員配備指令の連絡ルート



### (3) 勤務時間外における動員配備指令の連絡

震度階に応じた動員配備となるが、総務部長（不在の場合は危機管理課長）は、電話連絡可能な場合、本庁舎の宿日直者（この節において以下「宿日直者」という。）から連絡を受けるとともに動員配備を直ちに各部長に連絡する。また市長及び助役にその旨を報告する。

勤務時間外の動員配備指令の連絡ルート



- ア 参集すべき職員が出動していない場合は、各部の総務を担当する部署の職員が動員配備指令を連絡する。
- イ 配備基準よりも動員を強化する場合は、各部の総務を担当する部署の職員が、部内連絡網により動員配備を連絡する。

### 3 配備体制の確立

#### (1) 勤務時間内の体制の確立

本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。

#### (2) 勤務時間外の体制の確立

市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4以上の地震が発生した場合、震度階に応じた配備基準により、あらかじめ指名・任命されている職員は、直ちに所定の場所に自主参集し、本部体制を確立する。

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。なお、初期対応の間における指揮は、総務部長又は総務部危機管理課長が参集していない場合に限り、参集職員の中で職制の上位の職員がとる。職制が同等の場合は、年齢順による。

- ア 宿日直者及び本庁舎の警備員は、富田林市消防署、富田林警察署等の防災関係機関の協力を得て、情報収集にあたりるとともに市民からの通報等による被害情報の収受も行う。
- イ 宿日直者は、必要に応じて府及び関係機関との連絡調整にあたる。
- ウ 市役所近傍に居住する職員の内から、市長があらかじめ指名した職員及び総務部危機管理課職員は、速やかに市役所401会議室に自主参集し、本部体制が確立できるよう宿日直者と連携して、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

### 4 職員の参集

#### (1) 非常参集義務

職員は災害に関する配備指令を受けたときは、直ちに指示された場所に参集し、任務に服さなければならない。特に、市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員は直ちに次の場所へ非常参集する。

##### ア 勤務時間内の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は指示された場所

##### イ 勤務時間外の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は近くの避難所

(2) 自主参集

勤務時間外において市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4以上の地震が発生した場合、配備区分により自らの判断で速やかにあらかじめ指定された場所に参加する。

(3) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。他の状況により不可能なときは、最寄りの出先機関に参加し、当該出先機関の長等の指示に従って防災活動に従事する。

(4) 参集を免除する者

- ア 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者
- イ その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

(5) 動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」（資料編第5章第2節の6を参照）により総務部に報告する。  
総務部は、各部の報告を整理して本部長に報告する。

(6) 参集時の注意事項

- ア 参集途中の緊急措置  
参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災機関へ通報する。
- イ 被害状況の報告  
参集途中で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ被害状況を集約する部署に報告する。

## 5 職員の出動、応援

(1) 出 動

あらかじめ定められた参集場所へ出動する。ただし指示ある場合は、指示に従い出動する。

(2) 職員証等

職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入調査を行う場合には、職員証等をもって職員の身分を明らかにする。

(3) 車両配備

- ア 出動に際して使用する車両は、あらかじめ車両運行計画を作成する。
- イ 出動車両の配車位置は、原則として平常時の指定場所とする。

(4) 応援要請

各部は、災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、本部に応援を要請する。

## 第2節 災害情報の収集・伝達に関する計画

### 第1 地震情報等収集・伝達

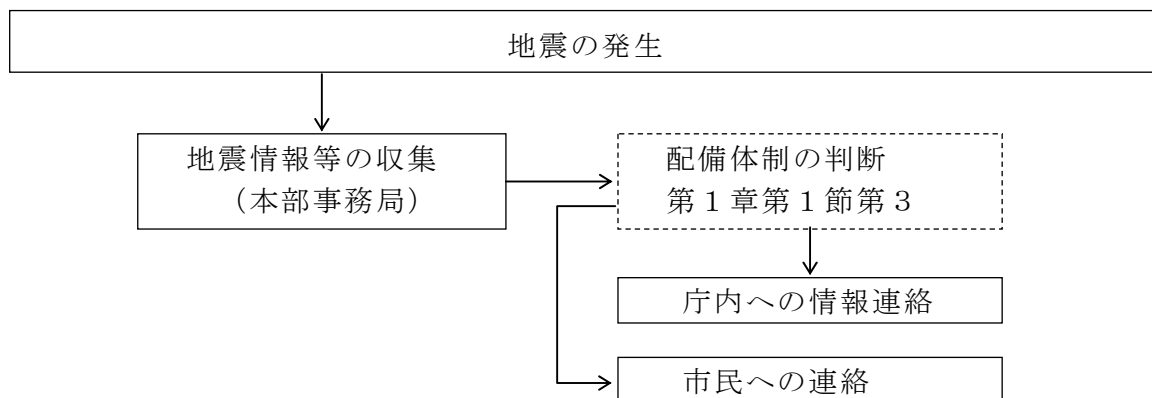
#### 《実施担当》

本部事務局（総務部危機管理課）

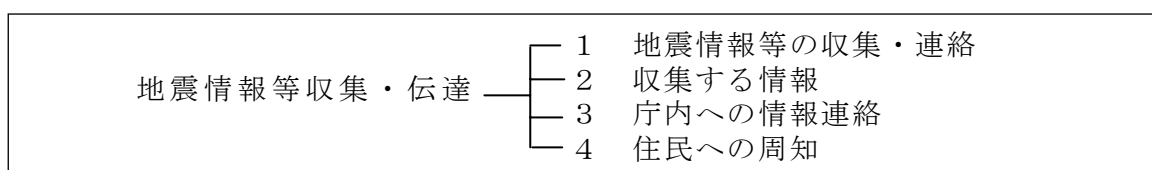
#### 《基本的な考え方》

市は、地震発生後、直ちに大阪府防災情報システムや気象台から発表される地震情報を収集し、二次災害の防止など適切な応急対策の実施に備える。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



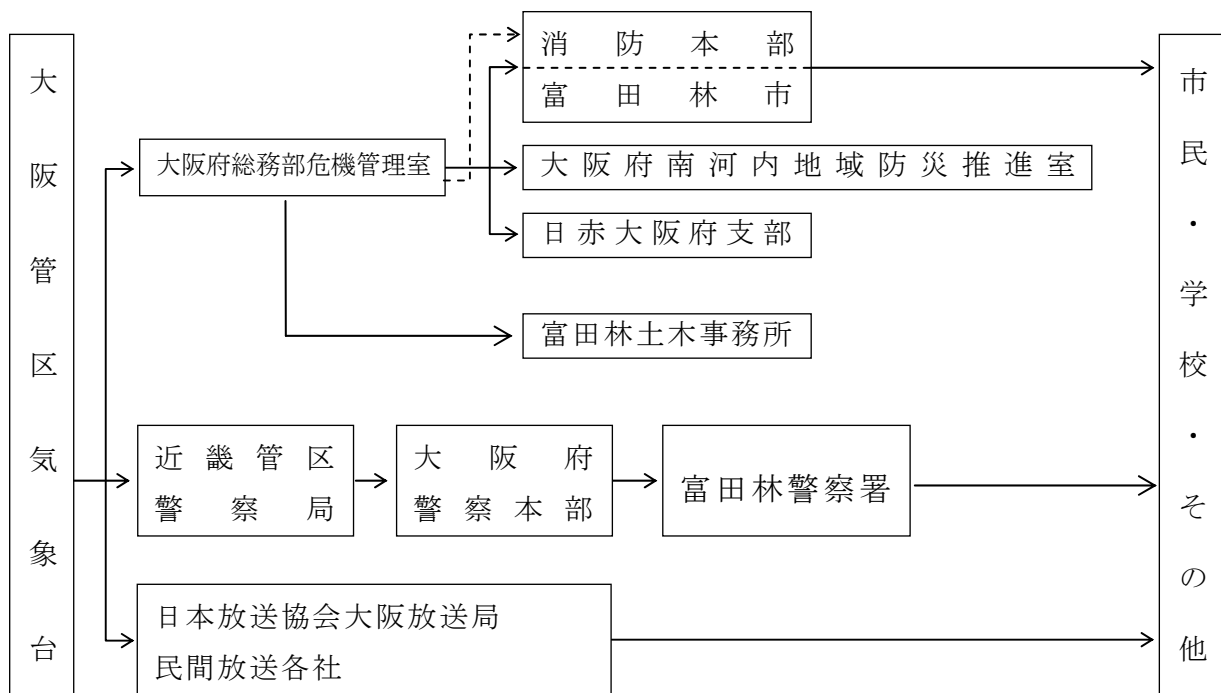
#### 《対策の展開》

##### 1 地震情報等の収集・連絡

###### (1) 情報の収集・連絡系統

地震に関する情報の収集・連絡系統は次図のとおりである。

【大阪管区气象台からの地震に関する情報の連絡系統図】



## (2) 情報の収集・通報

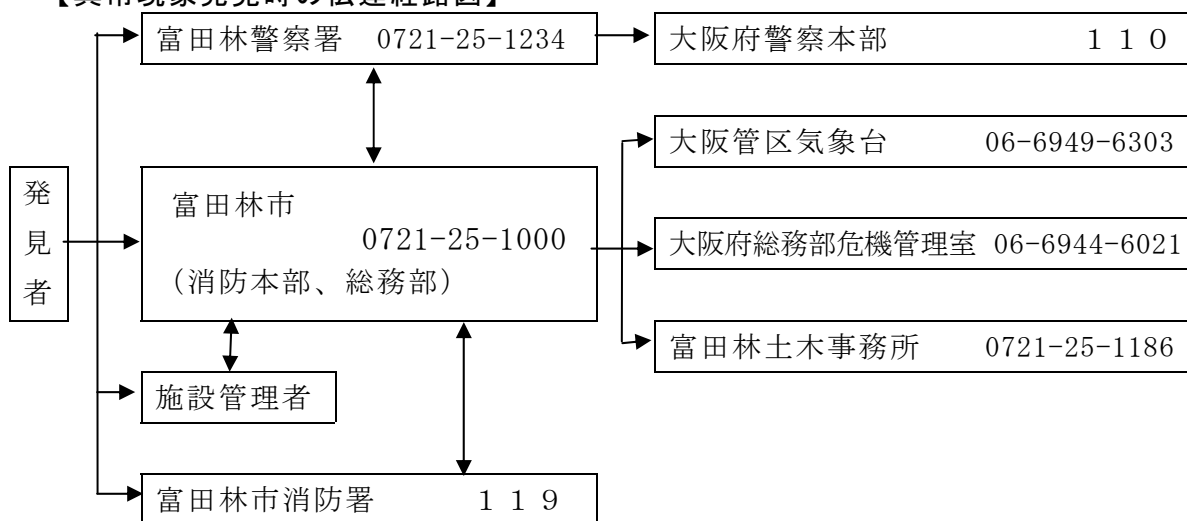
### ア 関係機関からの情報収集

- ①本部事務局は、大阪府防災情報システムや電話、無線等を活用して大阪管区气象台の発表する地震情報を速やかに収集する。
- ②地震に関する情報はテレビ・ラジオ放送等からも入手する。

### イ 異常現象発見時の通報

- ①災害発生のおそれのある次のような異常現象を発見した人は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官又は消防吏員に通報する。
  - 1) 地割れ、がけ崩れ等
  - 2) 堤防からの漏水
  - 3) 湧き水の出現
  - 4) 井戸水位の急激な変動
  - 5) その他、ごく小規模な災害の発生等
- ②通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。
- ③通報を受けた市長は、直ちに関係機関に連絡し、早期にそれに対する応急対策を講ずる。
- ④通報を受けた市長は、市民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要に応じて大阪管区气象台、府（大阪府総務部危機管理室）及び関係機関に通報するとともに、市民に対してその周知徹底を図る。

【異常現象発見時の伝達経路図】



2 収集する情報

(1) 地震情報

大阪管区气象台が発表する地震に関する情報は次表のとおりである。

【地震に関する情報の内容】

種 類	内 容
震 度 速 報	地震発生約 2 分後、震度 3 以上の全国約 180 に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震の回数を発表

(2) その他災害警報等

地震はそのものの被害に加え、同時に発生する火災や浸水等の二次災害により被害が甚大になるおそれがあるため、地震情報と併せて次の警報にも注意する必要がある。

#### ア 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ①実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10 分間平均風速の最大値）が 10m/s となる見込みのとき。但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

### 3 庁内への情報連絡

#### (1) 連絡する情報

地震情報の収集は本部事務局が行い、次の情報については直ちに市長、助役に報告する。

ア 市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）において震度 4 以上の地震が観測された場合の地震情報。

イ その他重要なもの。

#### (2) 勤務時間内における連絡方法

ア 各部への連絡は、総務部が庁内放送、電話又は伝令で行う。

イ 電話又は伝令の場合は、各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

ウ 部内の所属職員への連絡は、部内において行う。

#### (3) 勤務時間外における連絡方法

職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階に対応する配備基準により自主的に参集する。電話連絡が可能な場合は、各部長からあらかじめ定められた連絡網によって連絡することもある。

### 4 住民への周知

#### (1) 連絡する情報

総務部は、必要と認められる地震関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知する。

#### (2) 周知の方法

ア ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて周知される地震関連情報に加え、市長は、必要と認めた情報等について、知事又は各報道機関に依頼して住民に周知を図る。



イ 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

- ① 広報車等の利用
- ② 電話・口頭等による個別の通知
- ③ 防災行政無線の利用
- ④ 自主防災組織、自治会等の協力
- ⑤ ホームページの利用

## 第2 被害情報収集・報告

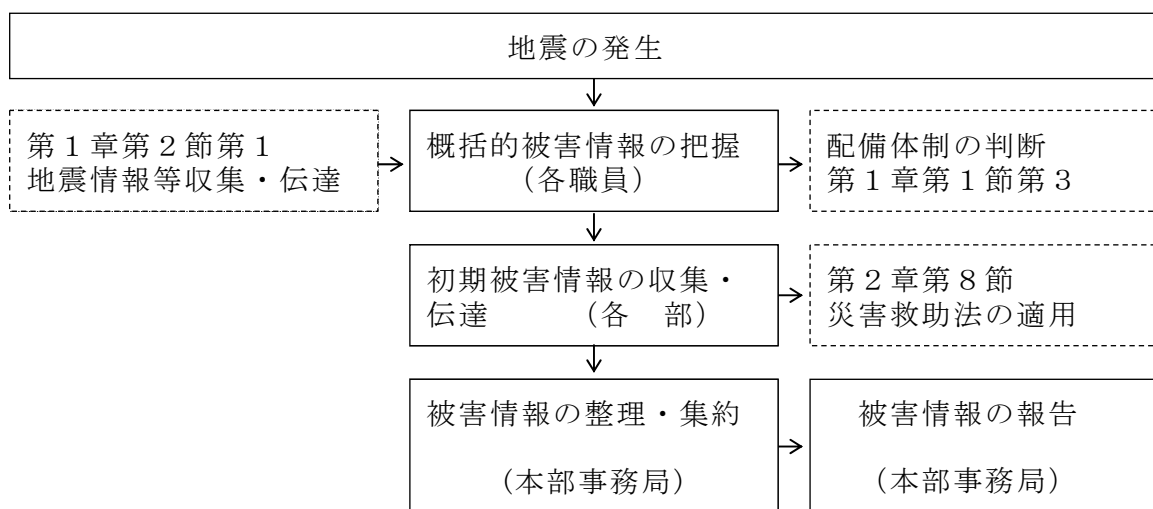
### 《実施担当》

全部局、関係機関

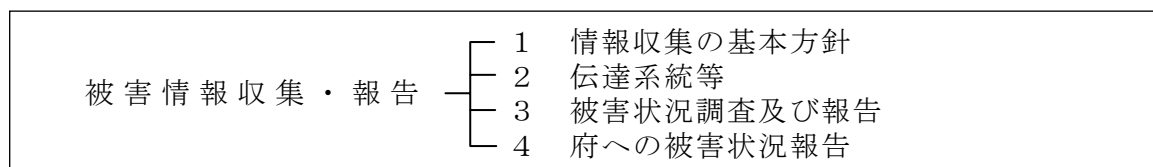
### 《基本的な考え方》

市は、地震発生後、直ちに防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用して、被害状況の早期把握及び応急対策実施のための被害情報の収集活動を、関係機関と連携して実施する。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 情報収集の基本方針

地震発生後の速やかな被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであるため、各部長は、地震発生後、直ちに被害調査を行い、その状況を把握して本部長に報告する。

- (1) 災害情報の収集及び本部事務局への報告は、各部において報告責任者を定め、報告の確実性を期する。

また情報の一元化を図るため総務部長を情報総括責任者にあて、災害情報の収集・総括・報告にあたらせる。

- (2) 情報総括責任者は、災害の推移に応じて迅速かつ正確に本部長に報告する。
- (3) 本部事務局は、各部からの情報を基に全体の被害状況を掌握するとともに、必要に応じて資料を作成し、情報総括責任者に報告する。

**【作成する資料】**

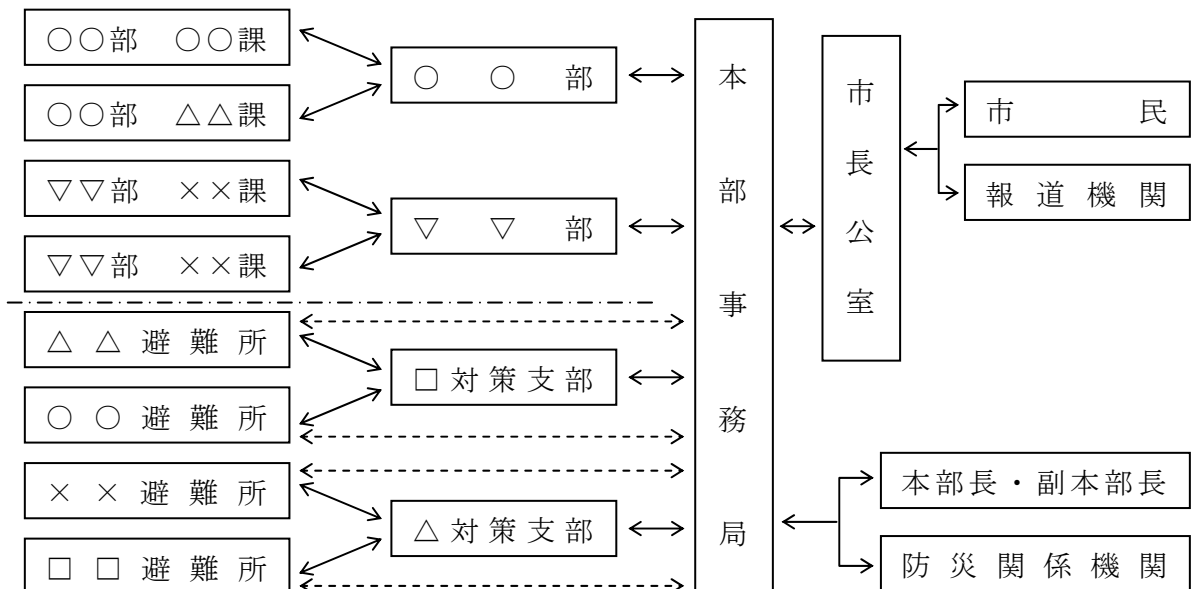
- ア 気象関連情報等の状況、被害状況
- イ 本部会議のための資料
- ウ 状況報告書の作成
- エ 被害分布図の作成
- オ その他災害応急対策等に必要な資料作成

- (4) 本部事務局は、災害応急対策活動のため、収集した情報を直ちにその被害の種類に応じ関係各部に指示する。
- (5) 各部は、被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において必要な情報を、適時、適切に収集し災害応急対策に活用する。

**2 伝達系統等**

(1) 本部内部における伝達系統

次図のように、各部局で収集した情報を、「災害連絡票」（資料編第5章第5節第5の様式を参照）により必要な情報を記載し、本部事務局に報告する。

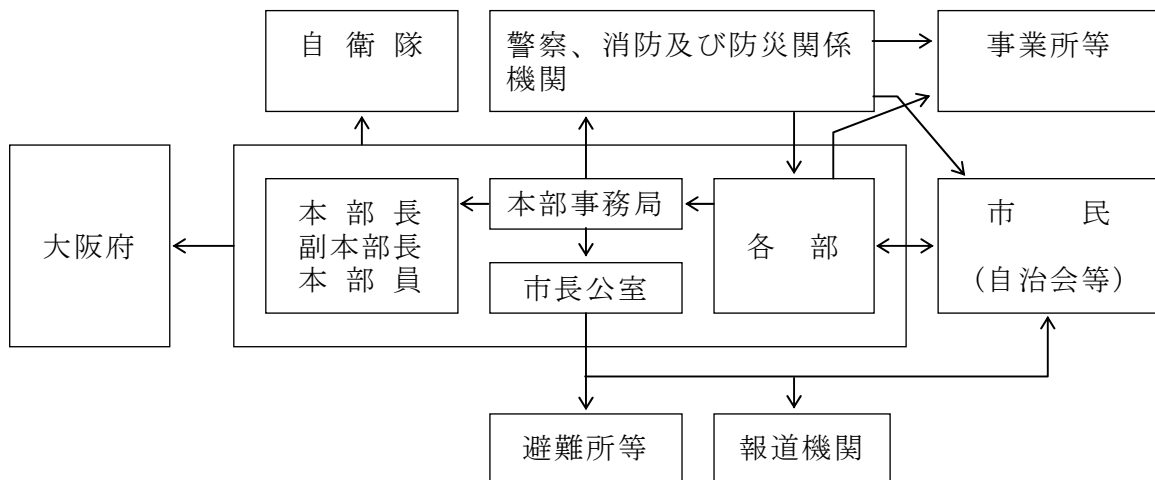


※ 対策支部が設置されていないときの本部事務局と避難所の伝達系統は-----線のようなになる。

(2) 防災関係機関等との伝達系統

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時本部事務局及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ 本部事務局と防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、災害応急対策活動が円滑に実施されるように努める。
- ウ 報道機関に対する被害情報等の伝達は、市長公室を通じて行う。
- エ 市長公室は、必要な被害情報等について市民に広報する。

【情報伝達系統図】



3 被害状況調査及び報告

災害に伴う被害状況の調査及び報告は、各部が迅速かつ確実に次のとおり実施する。

(1) 被害状況調査の時期及び報告

各部は、災害の推移に応じて以下の要領により、被害状況を調査し、その調査結果を本部事務局に報告する。

ア 災害発生時の情報収集

災害応急対策の体制を整えるため、職員は参集途上における被害状況の把握に努める。

イ 初動期の情報収集

災害発生後、時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大の防止措置を実施するため、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努める。

ウ 応急対策期の情報

災害発生後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努める。

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	<p>災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短期間にその概況を把握し、発生速報として報告する。</p> <p>通報者並びに調査者は、被害の有無及びその程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。</p>
被害調査	被害速報	<p>災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害（被害）の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。</p> <p>各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って各町ごとに取りまとめて本部に報告する。</p>
被害確定調査	被害確定報告	<p>災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。この調査はその後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うことができる。</p> <p>本部事務局は、緊急の災害応急対策が終了した時点で、各部から取りまとめられた被害報告を基に全体の被害状況を掌握する。</p>

## (2) 報告内容

各部が収集した被害状況調査をおおむね次のような内容でまとめる。

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した区域・場所
被害情報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動に関する情報	カ 避難勧告・指示の状況 キ 住民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

### 〔留意事項〕

- ア 被害状況調査書には、災害連絡票を用い、写真、地図等の確認資料を適宜添付する。
- イ 関係機関と常に連絡を図り、情報の緻密正確を期す。
- ウ 被災者台帳を作成する。

(3) 被害調査分担

調査担当部	調査項目
各部共通	・所管施設の被害調査
市長公室	・職員の被害調査
総務部	・人的・家屋・市有財産の被害調査
市民生活部	・避難者に関する調査 ・商工業者の被害調査 ・防疫、ごみ・くみ取りに関する調査
保健福祉部	・人的被害調査 ・社会福祉施設の被害調査
まちづくり政策部	・河川及び水路の被害調査 ・土砂災害危険箇所等の被害調査 ・道路、橋りょうに関する被害調査 ・市営住宅の被害調査 ・被災建築物の応急危険度判定に関する被害調査等 ・宅地造成地等の被害調査 ・農業の被害調査 ・行方不明者に関する調査
人権文化部	・他部の支援
上下水道部	・下水道施設の被害調査 ・水道施設の被害調査
教育委員会事務局	・園児・児童・生徒の被害調査 ・学校園施設の被害調査 ・学校園教材器具の被害調査 ・文化財の被害調査 ・社会教育施設等の被害調査

4 府への被害状況報告

(1) 報告基準

府（総務部危機管理室）への報告は本部事務局が、府関係部局への個別報告は各部局が、次の基準により行う。

ア 災害救助法の適用基準に該当する程度るとき

イ 災害対策本部を設置したとき

ウ 災害による被害に対して国の財政援助を要するとき

エ 災害による被害が、当初は軽微であっても今後上記ア～ウの要件に該当する災害に発展するおそれのあるとき

オ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき又は特に報告の指示があったとき

(2) 災害報告

本部事務局は、大阪府防災情報システムを通じて「災害報告取扱要領及び火

災・災害等即報要領による報告」(資料編第5章第5節第 を参照)により被害状況報告を行う。

各部局は、府関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

### (3) 被害状況報告要領

ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告をする。

イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、判明したもののうちから逐次報告する。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国(総務省消防庁)に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ウ 通信途絶等により、被害状況等を府に報告できない場合は、災害対策基本法53条第1項に基づき直接、国(総務省消防庁)に報告する。

なお、府との連絡がとれるようになった後の報告については、府に対して行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに府及び消防庁に通報する。

オ 確定報告は、災害応急対策を終了した後15日以内に行う。

カ 被害が甚大なため市で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、府に応援を求めて実施する。

## 5 消防庁への直接報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により、基本的に府に対して行うが、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

## 第3節 通信手段の確保

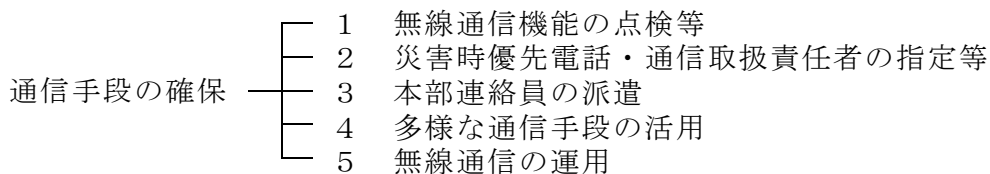
### 《実施担当》

全部局

### 《基本的な考え方》

災害に伴う気象予警報等の伝達、被害状況及び応急対策状況の収集、災害情報の伝達等を確実にを行うため、有線電話を中心とした通信体制を確保する。また、必要に応じて防災行政無線、府防災行政無線、各機関・事業所専用の無線電話等を利用して効果的な通信体制を整える。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 無線通信機能の点検等

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、被害の生じた施設設備の復旧を行う。

#### 2 災害時優先電話・通信取扱責任者の指定等

##### (1) 災害時優先電話

災害情報通信に使用する災害時優先電話は、災害時においてその機能が発揮できるように原則として着信を防止し、本部からの指示伝達専用として、迅速かつ円滑な通信連絡の確保を図る。

##### (2) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

##### (3) その他

各部及び防災関係機関は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに本部及び防災関係機関に修正の報告を行う。



### 3 本部連絡員の派遣

#### (1) 各 部

各部は、本部事務局との連絡を強化するために、総務部長から要請を受けた場合、本部連絡員を本部事務局に派遣する。

#### (2) 防災関係機関

本部長は、災害応急対策を実施する上で必要と判断した場合、防災関係機関に対し、本部連絡員を派遣するよう要請する。なお、本部連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

### 4 多様な通信手段の活用

#### (1) ファックスの優先利用

本部、市出先機関、防災関係機関間の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてファックスによる文書連絡とする。

#### (2) 府防災行政無線の利用

府と府の各出先機関及び各市町村並びに防災関係機関との連絡は、府防災行政無線により行う。

#### (3) アマチュア無線非常通信協議会との連携及び活用

#### (4) 非常通信等の利用

災害時において、電気通信設備（N T T通信電話等）が被害を受け、又は利用することが著しく困難な場合で、しかも防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第 52 条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 警察、消防、鉄道、電気の各機関の保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ その他の無線（運輸業者のM C A無線）

このほか、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）なども検討する。

### 5 無線通信の運用

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。特に本部においては、「富田林市防災行政無線管理運用規程」第 7 条に基づき通信の統制を行う。

## 第4節 広報・広聴対策

### 第1 災害広報対策

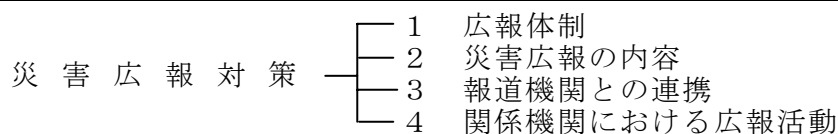
#### 《実施担当》

市長公室

#### 《基本的な考え方》

市及び関係機関は、災害により一時的に混乱状態にある市民に対して、正確かつきめ細かな情報を提供する。

#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 広報体制

###### (1) 実施主体

ア 政策推進室は、取りまとめられた情報を基に、本部事務局やその他関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。

イ 政策推進室は、広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。

ウ 政策推進室は、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

###### (2) 広報の方法

ア 広報紙の内容変更・臨時発行等

イ 航空機、広報車による現場広報

ウ 防災行政無線（同報系）による地区広報

エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布

オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報

カ インターネット（ホームページ）の活用

キ 携帯電話のメールの活用

ク 録音テープやファクシミリ等の多様な手段を活用した、災害時要援護者に配慮したきめ細かな広報

## 2 災害広報の内容

災害広報は、災害により精神的に混乱し、不安定な状態に陥っている市民の気持ちを回復させるため、的確かつ迅速に、本部事務局に集まる情報を整理・分析して広報する。

### (1) 災害発生直後の広報

災害発生直後に、市民広報として特に必要となる項目は、次のとおりである。

- ア 災害に関する情報
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 避難の勧告、指示の呼びかけ
- オ 避難所開設の情報
- カ 災害時要援護者保護及び人命救助等の協力呼びかけ

### (2) その後の広報

- ア 二次災害の危険性に関する情報
- イ 避難所に関する情報
- ウ 被災状況とその後の見通し
- エ 被災者のために講じている施策に関する情報
- オ ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通し情報
- カ 医療機関などの生活関連情報
- キ 交通規制情報
- ク 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

### (3) 避難者に関する情報

市民生活部は、避難所で作成する避難者名簿を基に、市民の避難者に関する問い合わせに適切に対応する。

## 3 報道機関との連携

政策推進室は、報道機関の協力を得て広報活動を実施する。

### (1) 緊急放送の実施

被害状況に応じて、大阪府を通じ放送事業者に緊急放送を依頼する。

### (2) 報道機関への情報提供

本部事務局からの災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、報道機関に情報提供を行う。なお、発表に際しては、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。

(3) 災害時要援護者に配慮した広報

点字、録音テープ等を活用した広報や外国語による放送など、適切な対応を行う。

**4 関係機関における広報活動**

関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を本部事務局に通知する。

## 第2 災害広聴対策

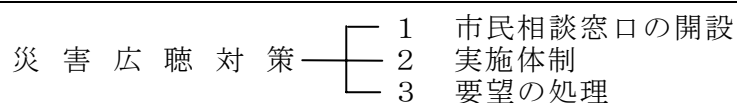
### 《実施担当》

市民生活部

### 《基本的な考え方》

市は、被災者の要望の把握と市民からの問い合わせに対応するため、相談窓口を開設するなどの広聴活動を実施する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 市民相談窓口の開設

災害発生後、時間的経過とともに変化していく相談内容に対応できるような広聴活動を適切に実施する。

##### (1) 二次災害等に関する相談

二次災害防止や建物の修復に関する問い合わせなど、復旧に向けた市民の相談に応える。

##### (2) 特別相談

災害応急対策が一段落した時期に、被災者の医療相談や法律相談など、専門的な相談や一般的な相談を、ボランティアの協力を得て被災地の避難所等を中心に実施する。

#### 2 実施体制

(1) 各部から職員を派遣するとともに、ボランティアの協力も得て市民相談業務全般について実施する。

(2) 相談窓口の開設時には、広報紙・防災行政無線等で市民へ周知する。

(3) 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

#### 3 要望の処理

(1) 市民相談窓口で扱う情報は、市の応急対策の実施状況、被害状況、援護・救

援に関する事項等とする。

- (2) 市民相談窓口で受付けた要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (3) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

## 第2章 初期応急活動

### 第1節 応援・派遣要請

#### 第1 広域応援等の要請と受入れ

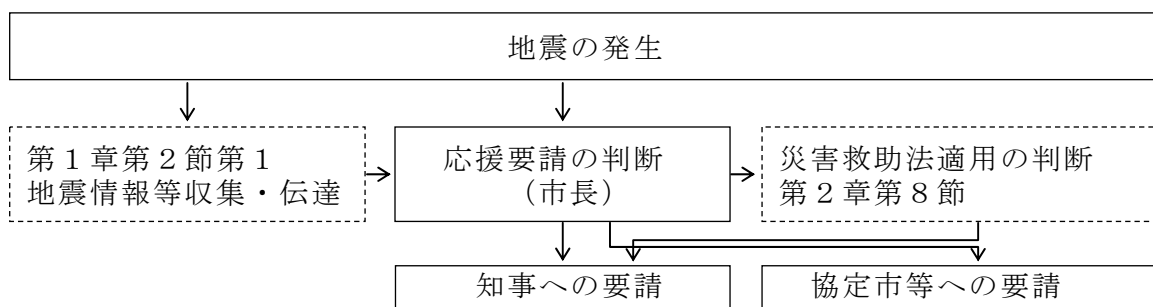
##### 《実施担当》

本部事務局（総務部危機管理課）、市長公室

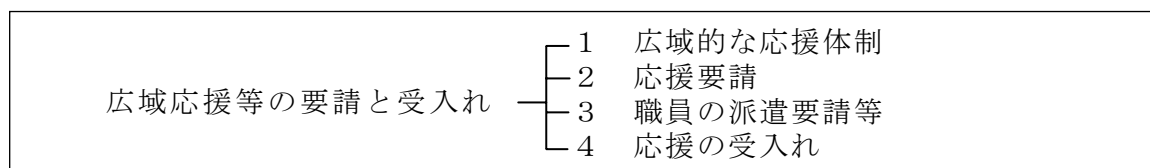
##### 《基本的な考え方》

市長は、被害程度が甚大で、市単独で対処することが困難と判断したときは、全壊家屋数や死傷者数の被害の具体的な状況が把握できない場合であっても、迅速に府及び防災関係機関等と密接な連絡をとり、相互に協力して被災者の救助など応急対策を実施する。

##### 《応急対策の流れ》



##### 《対策の体系》

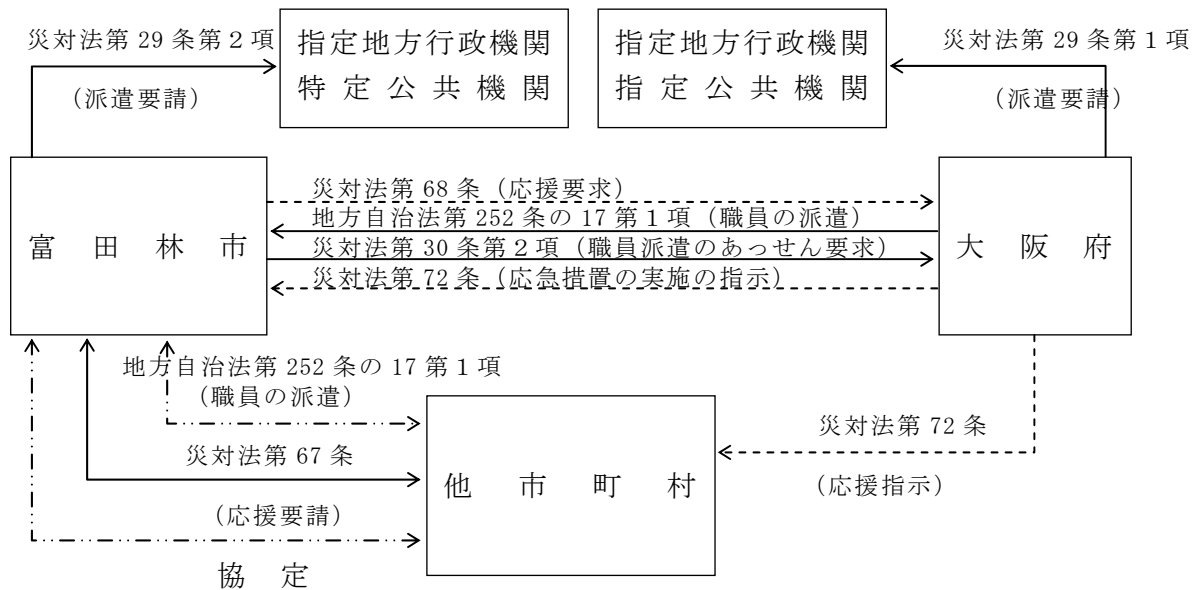


##### 《対策の展開》

#### 1 広域的な応援体制

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は次図のとおりである。

## 【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



-----> 全般的な相互応援協力要請

-----> 応急措置の応援要求、指示

-----> 職員の派遣要請、派遣

(※災害対策基本法)

## 2 応援要請

### (1) 府への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする活動内容

オ その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行う時間的余裕がないときは、各部局において府の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、市長は要請した旨を知事に報告する。

### (2) 府内市町村への応援要請

市長は、府への応援要請のほか、必要に応じ府内市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭に



より要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする活動内容

オ その他必要な事項

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、災害の範囲が拡大し、富田林市消防署の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(4) 相互応援協定市への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

### 3 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあつせんを次の必要事項を記載した文書で行う。

(1) 派遣又は派遣のあつせんを要請する理由

(2) 派遣又は派遣のあつせんを要請する職員の職種別人員数

(3) 派遣又は派遣のあつせんを必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他必要な事項

### 4 応援の受入れ

府や府内市町村、指定地方行政機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局が確認し、総務部及び応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを消防本部と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

## 第2 自衛隊の災害派遣要請

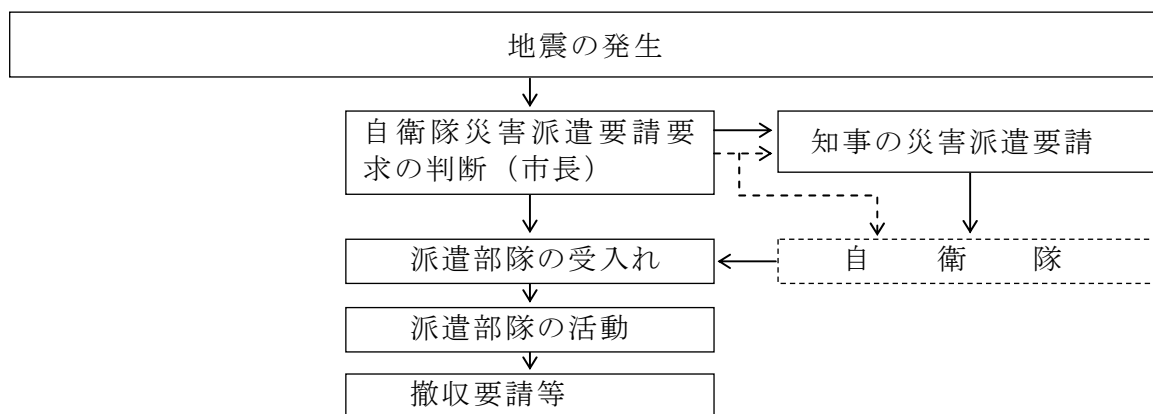
### 《実施担当》

本部事務局（総務部危機管理課）、市長公室

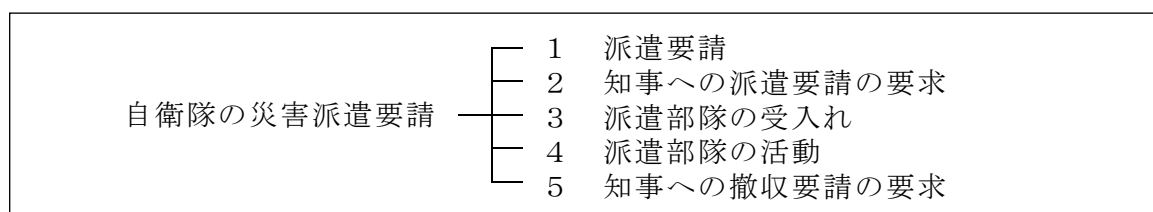
### 《基本的な考え方》

被害が大規模であり、市及び関係機関だけでは市民の安全を確保することが困難と市長が判断した場合は、自衛隊の災害派遣の要請を知事に要求する。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 派遣要請

##### (1) 市長の派遣要請の要求

ア 市長は、要請基準により知事に自衛隊の派遣要請の要求を行う。

イ 市長は、知事に通信途絶等により要求できない場合は、自衛隊に直接通知する。

※原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

##### (2) 知事の派遣要請

- ア 知事は市長等から派遣要請の要求があり必要な場合、自衛隊に要請する。
- イ 知事自らの判断で必要と認めた場合、要請する。

(3) 自衛隊の自主派遣

突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。

自主派遣の判断基準

- ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、富田林警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要が認められる場合
- ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(4) 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が本市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求するものとする。

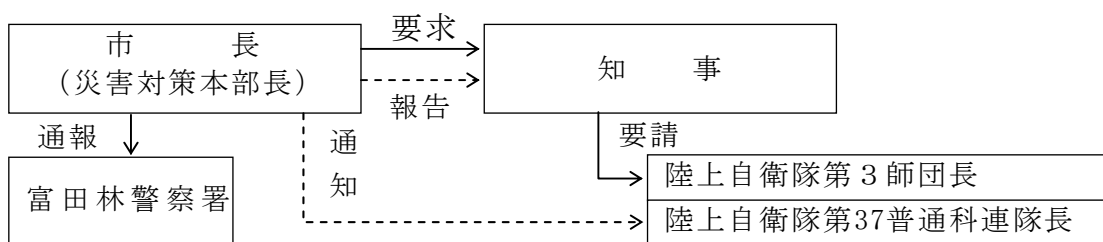
ただし、知事に派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定に基づき、防衛庁長官又は陸上自衛隊第 3 師団長あるいは直接第 37 普通科連隊に通知する。その場合には、通知した旨を知事に連絡する。

なお、派遣要請の決定にあたっては、府等と連絡協議し迅速に行うものとする。

## 2 知事への派遣要請の要求

知事に自衛隊の派遣要請を要求するときは、「災害派遣要請要求書」（資料編第 5 章第 4 節 を参照）に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事（府総務部危機管理室）に要求し、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。

【派遣要請系統図】



派遣要請連絡先

- ・大阪府知事（総務部危機管理室）
  - 電話 代表 06-6944-6487, 6021
  - 直通 06-6942-9174
  - 大阪府防災行政無線 8-200-4850, 4869, 4886
  
- ・陸上自衛隊第3師団（第3部防衛班）
  - 電話 0727-81-0021 内線 333、424  
(夜間 301)
  - 大阪府防災行政無線 8-823-0, 8-823-1
  - 伊丹市広畑 1-1
  
- ・第37普通科連隊（第3科）
  - 電話 0725-41-0090 内線 236
  - 大阪府防災行政無線 8-825-0, 8-825-1
  - 和泉市伯太町官有地

3 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の受入担当
 

自衛隊の受入れ、災害対策本部と自衛隊の間における総合調整は総務部があたり、連絡調整のために連絡担当者を指名し、連絡窓口を設置する。
- (2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加
 

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて本部会議に参加を要請する。
- (3) ヘリポート等の開設準備
 

あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。
- (4) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

(5) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市が準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

(6) 派遣部隊の宿泊施設

災害派遣部隊の野営適地として、後方支援活動拠点等をあてる。

#### 4 派遣部隊の活動

自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

(6) 道路又は水路の機能確保

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、これらの機能確保又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の

提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯又は給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する総理府令」に基づき、被災者に対して救援物資を無償貸与し、又は譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 5 知事への撤収要請の要求

市長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったと認めたときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」（資料編第5章第4節 を参照）に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

## 第2節 消火・救助・救急活動

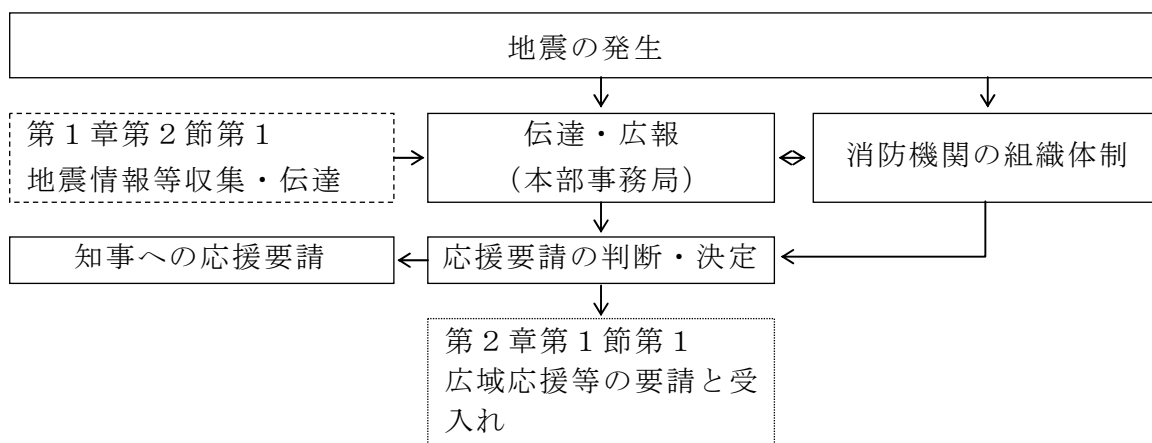
### 《実施担当》

消防本部、消防団、富田林警察署

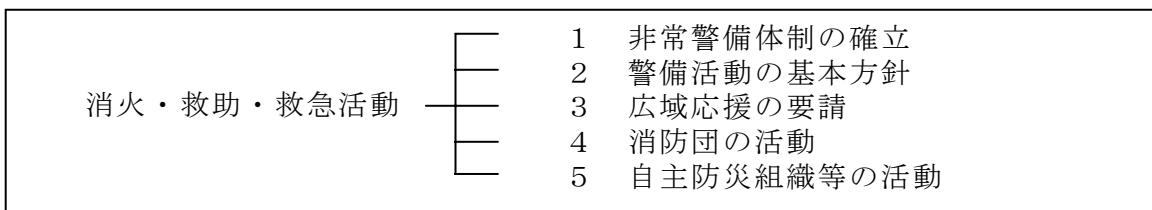
### 《基本的な考え方》

消防本部は、災害に伴う二次災害を防止するなど、被害の軽減を図る消火・救助・救急活動を「富田林市消防計画」及び「富田林市救急業務計画」に基づき、迅速かつ的確に実施する。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 非常警備体制

##### (1) 非常警備体制の確立

管轄区域内で震度4以上の地震を観測した場合、消防本部は災害に伴う被害の軽減を図るため、消防計画に基づき速やかに非常警備体制を確立する。

なお、非常警備は震度階に対応して自動発令される。

##### (2) 消防職員の自主参集

消防職員は、非常警備発令の可能性が十分にあると判断したときは、自発的



に参集し、非常警備体制の確立に努める。

(3) 消防団員の自主参集

消防団員は、災害発生状況を積極的に把握するとともに、緊急出動の可能性が十分にあると判断したときは、自主参集するものとする。

表 非常警備の区分

配備区分	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
配備時期	管轄区域内で震度4の地震が発生したとき自動発令	管轄区域内で震度5弱の地震が発生したとき自動発令	管轄区域内で震度5強の地震が発生したとき自動発令	管轄区域内で震度6弱以上の地震が発生したとき自動発令
動員	約14名	約17名	約16名	全職員 ブロック別の配備体制
活動内容		二次災害の発生を防禦するため通信情報活動や小規模な警防活動を実施する。	災害に対して総合的に警防活動を実施する。	富田林市消防本部の全力をあげて警防活動を実施する。

注：動員欄の員数には太子・千早赤阪各分署の人員及び当務員は含まない。

2 警防活動の基本方針

(1) 消火活動

非常警備体制を確立し、災害様態に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況を勘案して消火活動を実施する。

延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

富田林警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、消防本部及び医療機関と連携した救急活動を実施する。

延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、救命効果の高い活動を優先して実施する。

(3) 消防情報の報告

「火災・災害等即報要領」に定める即報基準に該当する火災及び特定の事故

並びに救急・救助事故が発生した場合は、直ちに府及び災害対策本部事務局へ電話・FAX等により報告するとともに、富田林警察署等の防災関係機関に速やかに連絡するものとする。(資料編第5章第5節第4「災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告」を参照)

### 3 広域応援の要請

#### (1) 広域消防相互応援協定

市単独では十分な消火・救助・救急活動が困難な場合又は資機材が必要な場合は、消防応援協定に基づき応援を要請し、迅速かつ的確な対応を図る。

#### (2) 知事への応援要請

市長は、市全域災害等で必要な場合は、広域消防相互応援協定のほか災害対策基本法第68条の規定により、知事への応援を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

#### (3) 航空消防応援協定

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、協定に基づき応援を要請する。

ヘリポートは、災害状況を踏まえ必要に応じて災害時用臨時ヘリポートの中から選定し対応する。

#### (4) 消防庁長官の措置による応援体制

大規模災害時に、消防庁長官のもと消防活動を行う組織(緊急消防援助隊)に対して、知事を通じ直ちに派遣要請を行う。

#### (5) 応援部隊の誘導

応援部隊が有効に活動できるよう後方支援活動拠点、被災地等へ誘導を行う。

### 4 消防団の活動

災害発生時には、本部長及び消防長並びに消防団長の特命により緊急出動するが、消防団員が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、特命を待つまでもなく直ちに活動する。

### 5 自主防災組織等の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、消防機関、警察署など防災機関との連携に努める。

### 第3節 医療救護活動

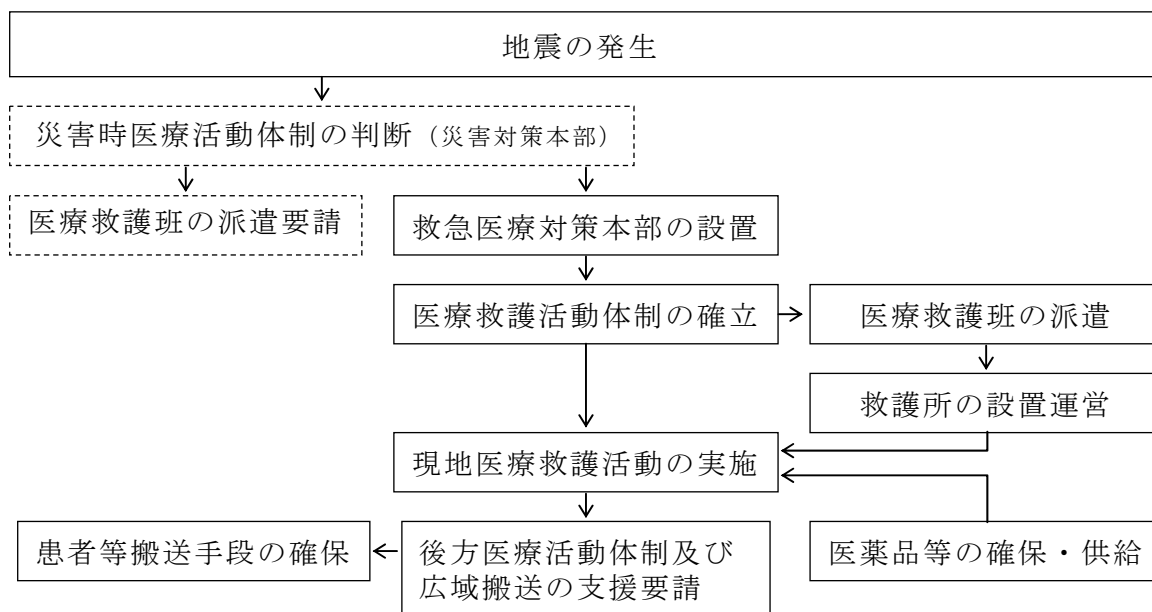
#### 《実施担当》

保健福祉部、消防本部  
富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会、各医療機関等

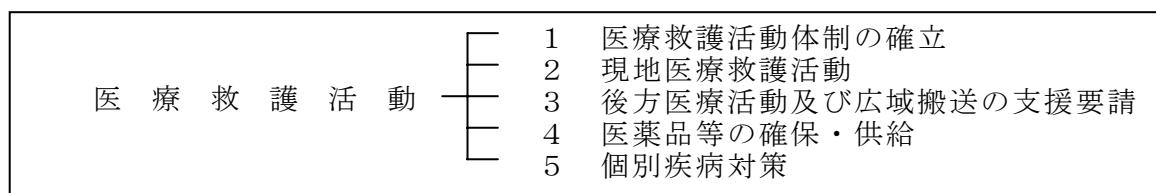
#### 《基本的な考え方》

市は、富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会等との協力のもとに、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 医療救護活動体制の確立

###### (1) 救急医療対策会議の招集

市長は、消防本部、保健福祉部、富田林病院、富田林医師会、富田林歯科医師

会、富田林薬剤師会で構成する救急医療対策会議を招集する。なお、救急医療対策会議事務局（本節において以下「医療対策事務局」という。）となる保健福祉部は、府の医療情報システムや防災行政無線から救急医療対策会議の協議に必要な情報を把握・整理する。

これを基に救急医療対策会議は、救護所の設置・運営や医療救護班の派遣など、医療救護活動体制を確立する。

また、保健福祉部は人的被害、医療機関被害、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

## （２） 医療救護活動体制の確立

### ア 医療救護班の編成・派遣

救急医療対策会議の決定により、富田林医師会は医療救護班を編成し、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、あらかじめ指定した拠点救護所となる施設へ派遣する。また、富田林医師会長は自ら必要と認めたときは、救急医療対策会議の決定を待たずに、医師会医療救護班を編成・出動して傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、富田林医師会長は直ちに本部長に通報するとともに、必要な人員の派遣を要請する。

- ① 医療救護班の編成は、富田林医師会が定める班編成及び出動基準に基づき災害の状況に応じて行う。
- ② 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。
- ③ 医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両等を活用して行う。
- ④ 市の医療救護班の体制をもってしてもなお、医療救護の確保ができないときは、本部事務局が府及び日本赤十字社大阪府支部富田林地区に医療救護班の派遣要請を行う。

### イ 救護所の設置・運営

- ① 医療対策事務局は、医療救護班の参集場所、救援医薬品の集積場所及び応急救護所でもある拠点救護所をあらかじめ指定した施設に設置する。また、災害の状況に応じて、災害の現場付近に応急救護所を設置し、運営する。
- ② 医療対策事務局は、避難所やその他適当な場所に、医療救護所を設置し、運営する。また、医療機関開設者の承諾を得て医療機関を医療救護所に指定する。

### ウ 医療救護班の受入れ

拠点救護所を支援医療救護班の受入場所とし、医療対策事務局は救急医療対策会議の機関の協力のもと、救護所への配置調整を行う。

## 2 現地医療救護活動

### (1) 救護所における現地医療活動

#### ア 応急救護所における現場救急活動

富田林医師会が派遣する医療救護班は、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

#### イ 医療救護所における臨時診療活動

各医療関係機関から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災者の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

### (2) 医療救護班の業務

#### ア 患者に対する応急処置

#### イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

#### ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

#### エ 助産救護

#### オ 被災者の健康管理

#### カ 死亡の確認

#### キ その他状況に応じた処置

## 3 後方医療活動及び広域搬送の支援要請

被災地域内において医療の確保が困難な場合、あるいは個別疾病に対する専門医療が必要な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、広域搬送手段によって、必要な傷病者の搬送を実施する。

### (1) 受入病院の選定及び搬送

医療対策事務局は、大阪府医療情報システム等を活用して医療施設の空床状況等を把握し、特定の病院に患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関に患者の搬送を要請する。

### (2) 患者搬送手段の確保

ア 患者の陸上搬送は、原則として消防本部及び富田林病院が所有する救急車でを行うが、救急車の確保が困難な場合は、医療対策事務局は総務部に公用車の使用や、タクシー等民間交通機関に協力要請を求めるほか、本部事務局を通して府に搬送支援を要請して確保する。

イ ヘリコプターによる搬送を要する場合は、消防本部を通じ大阪市消防局航空隊に要請するほか、別途調達若しくは府へ搬送支援を要請して確保する。

### (3) 災害医療機関の役割

#### ア 災害拠点病院

##### ① 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。

【病院名】 資料編第5章第9節 を参照

##### ② 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

- 1) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- 2) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- 3) 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

【病院名】 資料編第5章第9節 を参照

#### イ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供

【病院名】 資料編第5章第9節 を参照

#### ウ 富田林市災害医療センター

富田林市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ① 市の医療拠点としての患者の受入れ
- ② 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

【病院名】 資料編第5章第9節 を参照

#### エ 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び富田林市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

【災害医療協力病院名】 資料編第5章第9節 を参照

#### 4 医薬品等の確保・供給

医療対策事務局は、備蓄医薬品のほか富田林医師会や薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材の調達、供給活動を実施する。

なお、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行い確保する。

#### 5 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

## 第4節 応急避難

### 第1 避難の勧告・指示・誘導

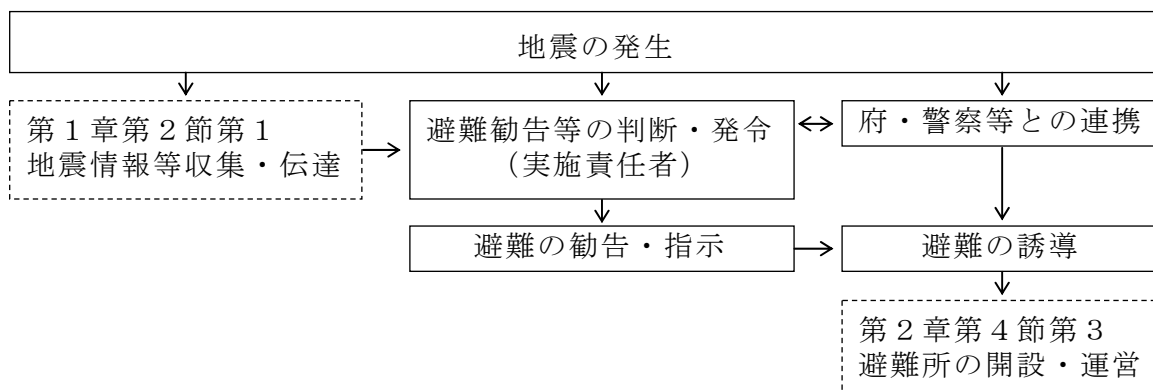
#### 《実施担当》

本部事務局（総務部危機管理課）

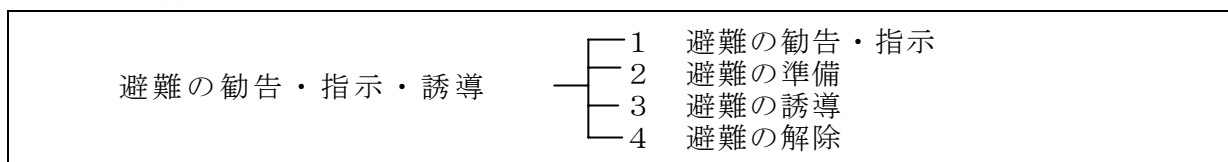
#### 《基本的な考え方》

大地震により災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市及び関係機関は、危険区域内の住民等に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 避難の勧告・指示

###### (1) 避難勧告・指示者

地震災害により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次表に示す実施責任者が避難の勧告又は指示を行う。



実施責任者	勧告・指示内容	根拠法規
市長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告又は指示する。	災害対策基本法第60条
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた員	地すべり、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
警察官	市長による避難の指示ができないと認めるとき又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条

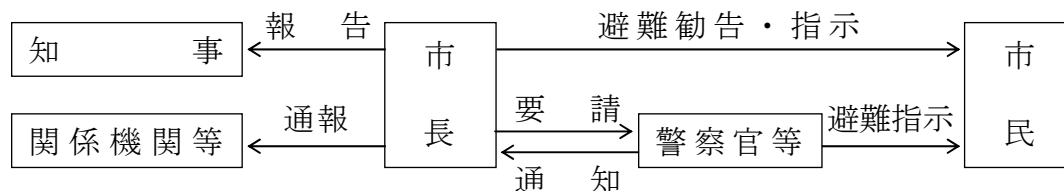
※指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。

## (2) 避難勧告・指示の流れ

ア 実施責任者は、勧告又は指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

イ 市長は、勧告又は指示を行った場合、その旨を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。



## (3) 勧告又は指示

避難の勧告又は指示は、当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。

勧告又は指示のめやすは以下のとおりである。

ア 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき

イ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき

ウ 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき

エ 火災が拡大するおそれがあるとき

オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき

(4) 住民に対する周知

避難の勧告又は指示にあたっては、災害時要援護者にも配慮して、本部事務局が広報室と連携して住民への周知徹底を図る。

ア 周知の内容

①勧告者

②避難すべき理由

③避難すべき場所

④避難後の指示連絡など

イ 周知の手段

①広報車

②防災行政無線（同報系、地域防災系）

③サイレンの吹鳴及び警鐘

④有線電話

⑤広範囲に及ぶ場合は、テレビやラジオ

⑥その他口頭伝達や必要に応じて上記を併用するなどして伝達する。

ウ 指示文のめやす

【避難指示文】

年 月 日

〇〇月〇〇日〇〇時、富田林市長から避難の指示が出ました。〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに当該地区内の〇〇〇避難場所に避難してください。

## 2 避難の誘導

(1) 避難誘導を行う者

ア 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、原則として自主防災組織、自治会単位による自主避難とする。なお、災害時要援護者の避難にあたっては、府が示す指針に基づき保健

福祉部がその支援を行う。

イ 公共施設等における誘導

学校、幼稚園、保育所、老人福祉施設等公共施設における避難誘導は、原則として施設の管理責任者及び防火管理者が実施する。

ウ 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

エ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

(2) 避難の誘導方法

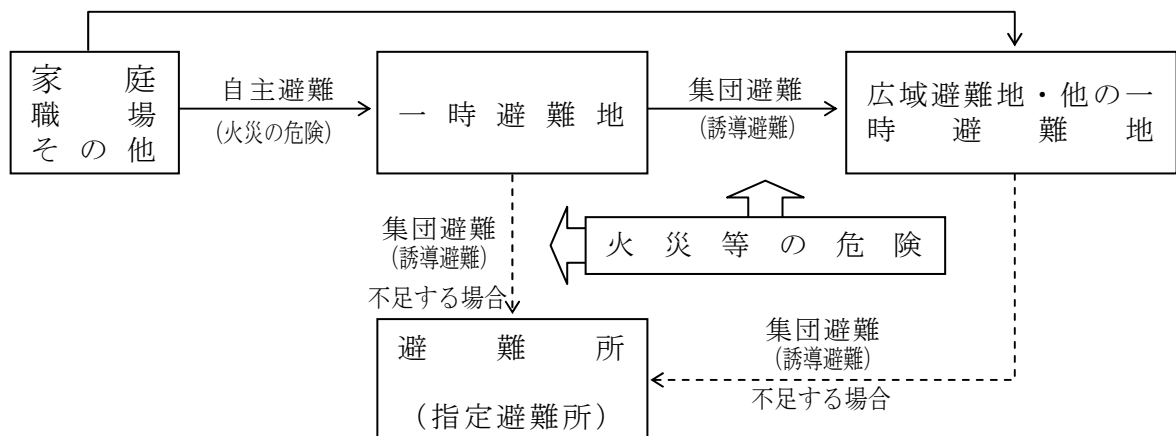
避難の誘導は、災害の規模、状況に応じておおむね次のように実施する。

ア 安全な経路を通過して避難所へ徒歩により誘導する。火災発生時にあつては、一時避難地又は広域避難地へ誘導する。

イ 避難の誘導にあつては、災害時要援護者を優先するとともに、できる限り早めに避難させる。

ウ 火災等で最初の一時避難地が危険と判断された場合、近くの一時避難地か広域避難地又は指定避難所へ移動する。

【避難のパターン】



4 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

## 第2 警戒区域の設定

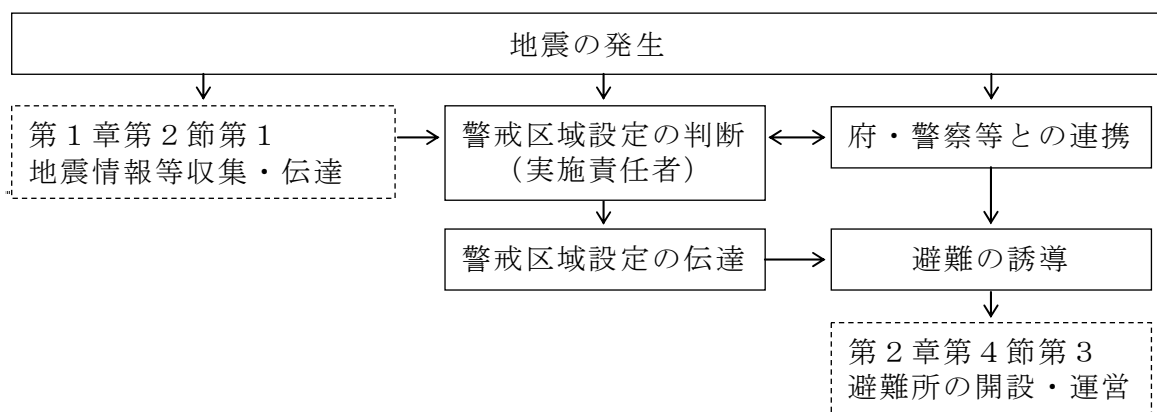
### 《実施担当》

本部事務局（総務部危機管理課）

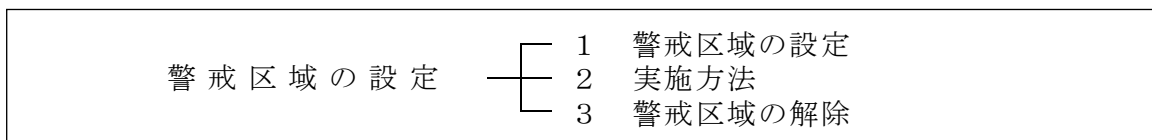
### 《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 警戒区域の設定

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次表に示す実施責任者が警戒区域の設定を行う。

実施責任者	内 容	根拠法規	種類
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第 63 条	災害全般
知事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第 73 条	災害全般
警察官	市長（権限の委任を受けた市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第 63 条	災害全般
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第 63 条	災害全般
消防吏員又は消防団員	火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場等において、警戒区域を設定する。	消防法第 23 条の 2、28 条、36 条	水災を除く災害

## 2 実施方法

災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのないときは、本部事務局、その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- (2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、本部事務局、その他関係部が連携し、富田林警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

## 3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に速やかに警戒区域の解除を指示する。

### 第3 避難所の開設、運営

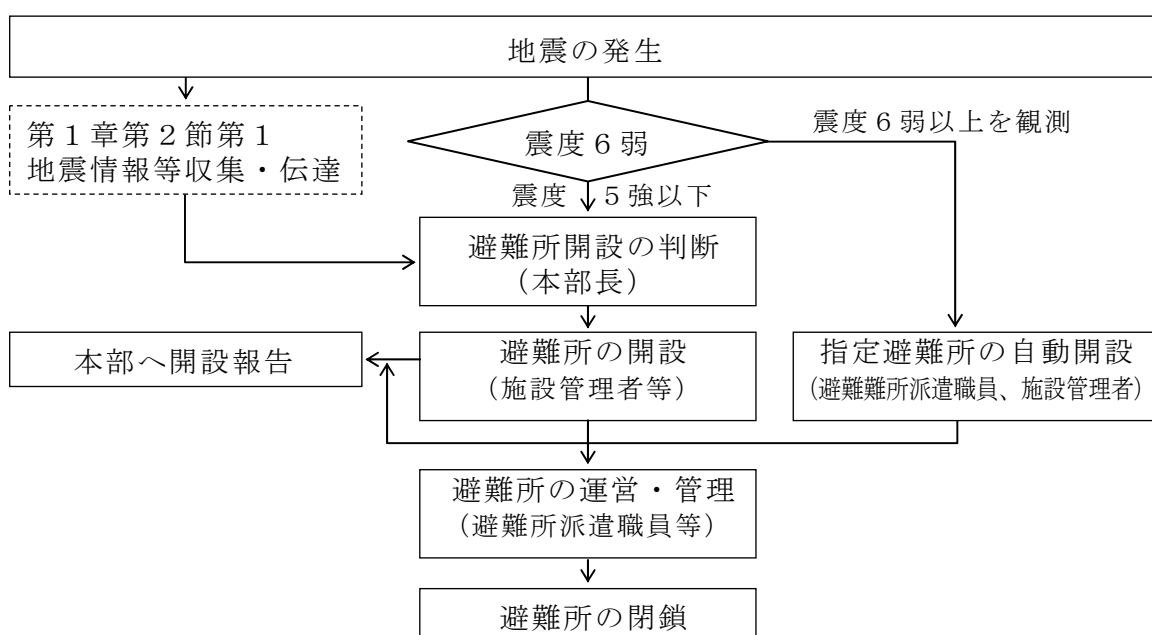
#### 《実施担当》

保健福祉部、教育委員会

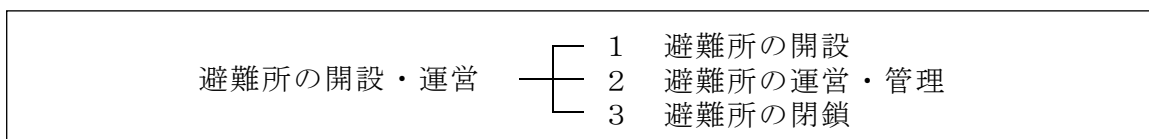
#### 《基本的な考え方》

災害により住宅を失った人、又は避難勧告等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として避難所を開設する。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 避難所の開設

###### (1) 避難所の開設

本部長は、災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、その状況を判断して開設する避難所を選定し、教育委員会に開設を指示・伝達する。

ただし、市域で震度6弱以上の地震を観測した場合は、すべての指定避難所を開設する。

(2) 避難対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った人
- イ 避難勧告・指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある人

(3) 避難所の開設方法等

ア 勤務時間内に避難所を開設する場合

- ①教育委員会の指示伝達により、施設管理者は避難所を開設し、避難所派遣職員は避難所に参集する。
- ②市域で震度6弱以上の地震を観測したときは、指定避難所の施設管理者は、直ちに避難所を開設する。

イ 勤務時間外に避難所を開設する場合

- ①教育委員会の指示伝達により、避難所派遣職員は避難所に参集し、施設の警備担当者等と協力して避難所を開設する。
- ②市域で6弱以上の地震を観測したときは、避難所派遣職員は自主参集し、指定避難所を開設する。

避難所を開設する時期		開設する者
本部長が必要と認めたとき	勤務時間内	本部長の指示により施設管理者が開設
	勤務時間外	本部長の指示により避難所派遣職員が開設
市域で震度6弱以上の地震を観測したとき（自動設置）	勤務時間内	施設管理者が開設
	勤務時間外	避難所派遣職員が開設

ウ 避難所を開設したときは、その旨を教育委員会を通して本部事務局に報告する。

(4) 避難所が不足する場合

本部事務局は、指定避難所でスペースが不足した場合は、避難所として利用可能な民間施設を、管理者の協力を得て避難所として指定し開設する。

## 2 避難所の運営・管理

(1) 運営主体

- ア 避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。
- イ 避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会などのコミュニティ単位のまとまりによるグループ分けを行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得るなどして、避難所の自主的運営を図る。

(2) 避難者名簿の作成

ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。

イ 避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。

ウ 避難者は、氏名、年齢、性別、住所、その他備考等を、自主的な意思に基づき避難者名簿に記入する。

エ 避難者名簿の写しを市民生活部（対策支部設置時は、対策支部とする。以下「市民生活部等」という。）を経て、本部事務局及び市民公室へ送付する。

(3) 飲料水、食料、生活必需品の供給

避難所派遣職員は、飲料水や食料、生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、市民生活部等に報告する。救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び避難者等の協力を得て行う。

(4) 避難所のトイレ対策

ア 仮設トイレ設置

避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。

イ 仮設トイレの管理

①浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。

②設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

ウ 学校トイレピットの使用

避難所となる小中学校のトイレ配管の維持管理用空間（地下）を利用して、一時くみ取り式トイレとして使用する。

(5) 要援護者等の搬送

ア 施設での生活が必要な要援護者

事前に把握している要援護者で、施設での生活が必要な人は、本人の意思を確認した上でデイサービスセンター等の社会福祉施設等へ搬送する。

また、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障害者等の人も、本人の意思を確認した上で後方のデイサービスセンター等の社会福祉施設等へ搬送する。

イ 傷病者等

傷病者等の病状により、必要に応じて後方の社会福祉施設等適切な施設への搬送措置をとる。

(6) 避難所における情報提供

避難所に配置された職員は、避難者に各種情報の提供を行う。

ア 避難所の各種運営情報を口頭・ちらし・ポスター・放送等で伝える。

イ 水、食料、日用品、医療品等の配布等について広報する。

ウ 被害状況や避難者情報等について広報する。



エ 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。

(7) 災害時要援護者への配慮

保健福祉部及び市民生活部は、教育委員会と連携して災害時要援護者の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。

### 3 避難所の閉鎖

避難勧告等が解除され、避難所開設の必要がなくなった場合等、本部からの閉鎖の指示を避難者等に伝え、速やかに帰宅させる。

## 第5節 二次災害の防止

### 第1 都市基盤施設等の応急措置

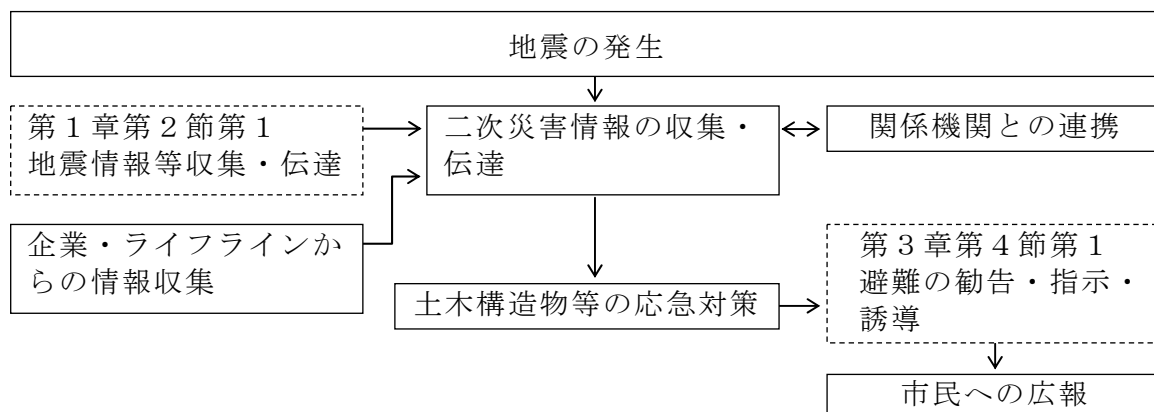
#### 《実施担当》

市長公室、まちづくり政策部、上下水道部

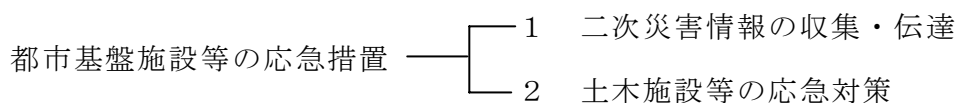
#### 《基本的な考え方》

市及び関係機関は、余震又は大雨による浸水、土砂災害、ライフライン施設、土木施設等の被災などによる二次災害を防止するため、相互に連携し、二次災害情報の収集伝達、施設の応急対策等の必要な措置を講ずる。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 二次災害情報の収集・伝達

地震発生後、余震、大雨等による河川、ため池、道路等の土木施設の被災や土砂災害等による二次的な災害発生に備え、関係各部は速やかにパトロールを実施して、状況の把握、情報の収集に努める。

##### (1) 関係機関との連携

ア 道路、河川等の土木施設、電気、ガス等のライフラインの損壊などによる二次災害防止対策については各施設管理者、各業者間において適切な応急処置が図れるよう連携に努める。

イ まちづくり政策部は土砂災害に対して危険度調査が必要な場合、本部事務局を通して府に斜面判定士の派遣を要請し、危険度判定を行い二次災害の防止に努める。

(2) 情報収集

パトロールによる情報のほか、富田林警察署、各道路・河川等管理者、ライフライン事業者、並びに市民からの情報を収集し、整理、分析、検討する。

(3) 情報伝達

各種情報の検討の結果を踏まえ、必要に応じ二次災害などの被害拡大に関する情報を関係機関に伝達するとともに、政策推進室を通じて被害拡大に関する情報を住民に広報する。

## 2 土木施設等の応急対策

(1) 土木施設等の応急対策

危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を講じ二次災害の防止に努める。

(2) 避難及び立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の住民に連絡するとともに、必要に応じ災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

## 第2 建築物等に対する措置

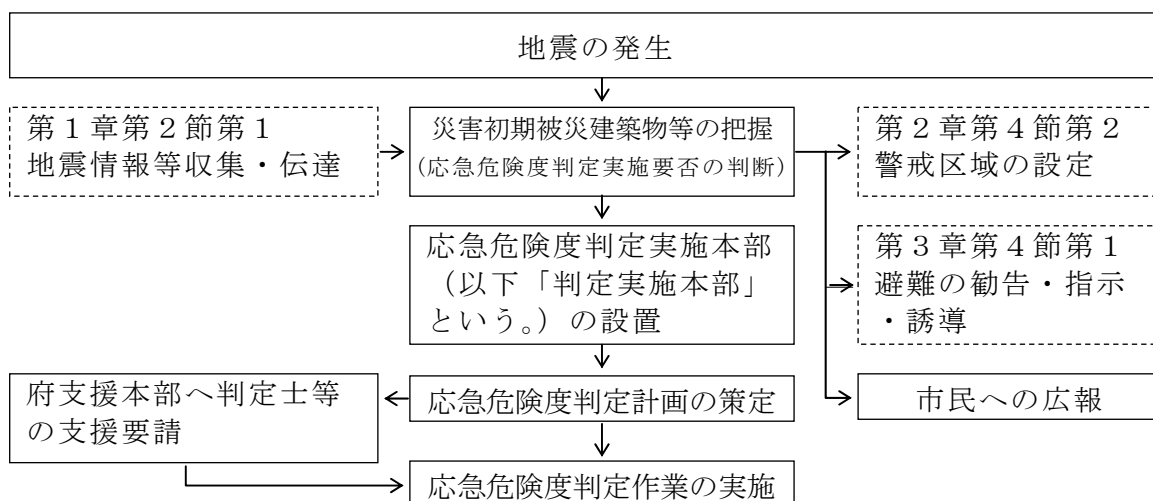
### 《実施担当》

まちづくり政策部

### 《基本的な考え方》

市は、余震による二次災害を軽減し、建築物の安全性に対する不安を解消するため、応急危険度判定士（本節において、以下「判定士」という。）による判定を実施する。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》

建築物等に対する措置 — 1 公共建築物等  
2 民間建築物等

### 《対策の展開》

#### 1 公共建築物等

市は、建築物等の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

#### 2 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、

応急危険度判定を実施する。

(1) 災害初期の危険度判定実施要否の判断

本部長は、地震発生後の概括的被害情報等に基づき、被災建築物等の応急危険度判定実施の必要性の検討を行い、判定の必要があると判断したとき、応急危険度判定実施要領に基づいて、本部に判定実施本部を設置する。

(2) 応急危険度判定作業（判定士の要請等）

ア 判定実施本部は、判定士、判定コーディネーターの支援を含む必要支援事項の検討を行い、府へ要請する。また、地元判定士等の参集連絡・調整を行う。

イ 判定実施本部は、応急危険度判定に係る調整を実施する。

ウ 判定実施本部は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物等の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急危険度判定の広報

判定実施本部は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を市長公室に依頼する。

### 3 宅 地

(1) 危険度判定の実施

被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。

(2) 危険度の周知

危険度判定士の強力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 使用中止の勧告

危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

### 第3 危険物等に対する措置

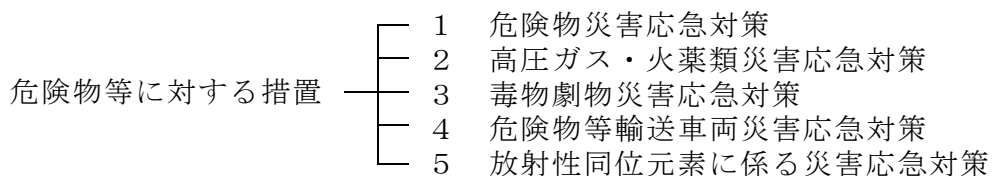
#### 《実施担当》

市民生活部、まちづくり政策部、富田林市消防本部

#### 《基本的な考え方》

市及び富田林市消防本部は、地震による危険物等災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との緊密な連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危害防止を図る。

#### 《施策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 危険物災害応急対策

- (1) まちづくり政策部及び富田林市消防本部は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 富田林市消防本部は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
  - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
  - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
  - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) まちづくり政策部は富田林市消防本部と連携して、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (4) 応援の要請

市長は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により隣接市町村長に対し応援を要請する。

## 2 高圧ガス・火薬類災害応急対策

市民生活部は富田林市消防本部と連絡して、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

## 3 毒物劇物災害応急対策

- (1) 市民生活部は富田林市消防本部と連絡して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 市民生活部は、毒物劇物の施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい、又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、府、富田林警察署等関係機関と連携して、交通規制、緊急避難、広報活動等の必要な措置を行う。

## 4 危険物等輸送車両災害応急対策

- (1) 富田林市消防本部は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物の輸送車両による事故が発生した場合は、富田林警察署等関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物応急対策等に準じて実施する。

## 5 放射性同位元素に係る災害応急対策

- (1) 市民生活部及び富田林市消防本部は、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (2) 市民生活部及び富田林市消防本部は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (3) 応急対策の内容
  - ア 関係機関への情報連絡及び広報
  - イ 放射線量の測定
  - ウ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
  - エ 付近住民等の避難

- オ 危険区域の設定と立入制限
- カ 交通規制
- キ その他災害の状況に応じた必要な措置



## 第6節 交通輸送対策

### 第1 緊急輸送のための道路確保

#### 《実施担当》

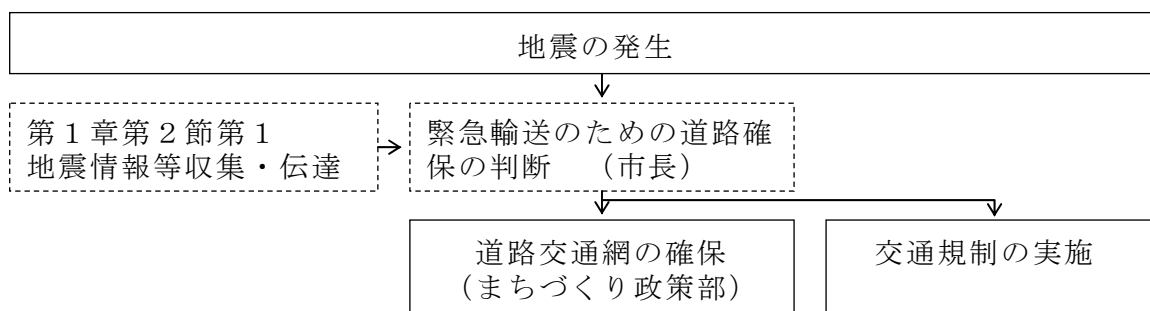
まちづくり政策部、富田林警察署、近畿地方整備局大阪国道工事事務所、大阪府

#### 《基本的な考え方》

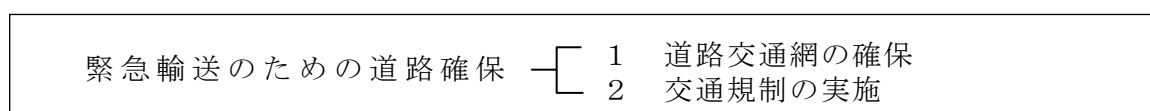
市及び関係機関は、救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路等の確保に努める。

富田林警察署及び道路管理者は相互に連携して、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 道路交通網の確保

###### (1) 被害状況等の把握

道路管理者等は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、道路パトロールを強化し、災害箇所、危険個所の早期発見に努め、交通規制など必要な措置をとる。

###### (2) 緊急交通路の確保

###### ア 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

府は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、市、富田林警察署、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

富田林警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

①道路管理者

1) 点 検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び富田林警察署に連絡する。

2) 通行規制

道路の破損、欠損等により通行が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、富田林警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

3) 道路機能確保

民間建設業者等の協力を得て、道路機能の確保作業を行う。

②富田林警察署

1) 道路の区間規制

必要に応じて緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

2) 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

3) 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

イ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両のため、同様の措置を講じる。

ウ 交通規制の標識等の設置

富田林警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

エ 社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

富田林警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

まちづくり政策部は、道路交通網の確保を期するため、道路管理者や富田林警察署との情報交換や周辺市町村を含む広域圏における協力体制の確立に努める。

ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。

イ 富田林警察署との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。

ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動について連絡調整を行う。

エ 広域交通規制等についての広域圏における協力体制を確立する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

イ 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	1 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公 安 委 員 会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその場にはいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

(3) 道路交通の確保対策

ア 危険箇所が発生した場合は、直ちに富田林警察署に連絡の上、交通の規制を行うと同時にこれに代わり得る迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。

イ 災害箇所については、優先順位の高いものから復旧措置を行う。

(4) 緊急交通路の周知

市、富田林警察署及び道路管理者は、報道機関を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。周知徹底を図るため、報道機関への情報提供や主要地点での立て看板等を行う。

交通規制の情報あるいは一般車両の自粛要請等について、広報室を通じて報道機関等に次のような内容で広報依頼や情報提供を行う。

ア 禁止制限の種別と対象

イ 規制する区間、期間、理由

ウ う回路、その他の状況

## 第2 道路の応急復旧等

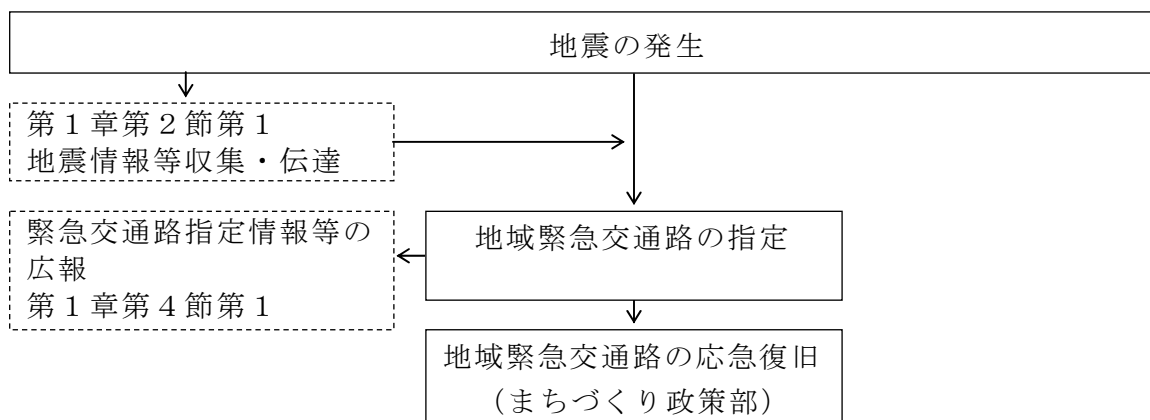
### 《実施担当》

まちづくり政策部、近畿地方整備局大阪国道工事事務所、大阪府

### 《基本的な考え方》

道路管理者は、道路施設に被害が発生したとき、交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に道路機能確保等の応急措置を講ずる。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》

道路の応急復旧等

- 1 緊急交通路等の道路機能確保
- 2 道路機能確保作業等の実施手順
- 3 道路上等のがれきの処理

### 《対策の展開》

#### 1 緊急交通路等の道路機能確保

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能を確保する。

#### 2 道路機能確保作業等の実施手順

##### (1) 応急復旧工事及び機能確保

市の管理する道路は、まちづくり政策部が応急復旧し、機能を確保する。ただし、市の管理外の道路であっても緊急を要するときは必要に応じて実施する。

(2) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集と広報

道路管理者、富田林警察署は、災害時の道路交通の確保及び緊急交通路に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集し、情報交換に努める。また、この情報は、市長公室を通じて関係機関に連絡するとともに市民に広報し、協力を求める。

(3) 道路機能確保作業用資機材の調達

道路機能確保作業用資機材は、市が保有するもののほか不足が生じた場合は、市内建設業者等に要請して調達する。

### 3 道路上等のがれきの処理

道路の施設等と家屋の倒壊・焼失等から生ずるがれきは、道路上の障害物として緊急通行車両の通行や応急活動の障害となる。しかし、私有財産も含まれていることから、道路機能確保にあたっては、これらに配慮して処理する。

### 第3 緊急輸送体制の確立

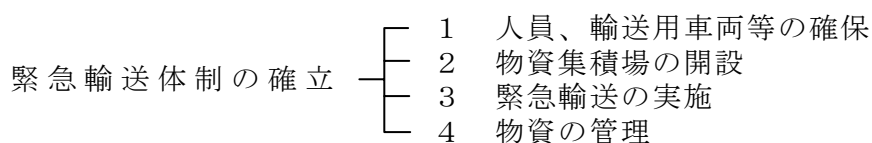
#### 《実施担当》

総務部、まちづくり政策部、市民生活部

#### 《基本的な考え方》

市は、災害初動期において緊急に必要な物資等の輸送需要に対処するため、関係機関の協力を得て必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。

#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 人員、輸送用車両等の確保

- (1) 総務部は、各部局からの情報に基づいて、必要とする車両台数を確保し、市民生活部は燃料を確保する。
- (2) 総務部は、市民生活部からの避難所の避難者情報に基づいて、輸送等にあたる要員を確保する。
- (3) 緊急通行車両確認申請

災害発生時における緊急通行車両の確認手続きは、知事及び府公安委員会が実施する。交通規制が実施された場合、市が使用する車両は、各部において知事及び府公安委員会等に緊急通行車両の届出申請を行い、確認を得て標章並びに証明書の交付を受ける。

また、事前届出を行った車両については、府公安委員会から交付を受けた「緊急通行車両事前届出済証」を提示して所要の手続きを行い、所定の標章並びに証明書の交付を受ける。

なお、特別の事情で事前届出を行った富田林警察署で手続きを行うことができない場合にあっては、他の警察署等で手続きを行うことができる。

緊急通行車両の標章は、車両前面の確認しやすい場所に貼付する。

- (4) その他輸送手段の確保

##### ア ヘリコプターの利用

ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、本部長は関係機関に支援を要請するとともに、消防本部は災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう

準備する。

①輸送基地の確保

災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

府、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

②輸送手段の確保

府（府が連携する輸送事業者を含む）、大阪市消防局、府警察、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

## 2 物資集積場の開設

備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、市民生活部は必要に応じて物資集積場を開設して活動する。

- (1) 物資集積場は、被害状況、規模等に応じ、石川河川敷グラウンド、金剛中央公園、大阪大谷大学（旧大谷女子大学）グラウンド、パーフェクトリバティ教団大本庁Cグラウンド、喜志中学校、明治池中学校、金剛中学校、第三中学校から選定して開設する。
- (2) 市民生活部は、物資集積場において物資の需要把握、手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

## 3 緊急輸送の実施

- (1) 市民生活部は、緊急交通路の道路状況、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。



(2) 緊急輸送の対象及び順位は次のとおりとする。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (発生から 1・2日 程 度)	①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する 人員、資機材等 ②消防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等 ③後方医療機関へ搬送する負傷者等 ④国・府・市町村の災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施 設等の保安要員等初動の応急対策に必要な要員、資機材等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に 必要な人員及び資機材等 ⑥食料、飲料水等生命の維持に必要な物資、資機材等
第2段階 (3～7日 程 度)	①上記(第1段階)の続行 ②傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③生活必需品 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資機材
第3段階 (7日以上)	①上記(第2段階)の続行 ②災害復旧に必要な人員及び資機材

#### 4 物資の管理

(1) 物資受払簿の作成

備蓄物資、調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送数量等の受払簿を作成し、的確な物資管理に努める。

(2) 物資の分類・整理

食料関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し必要に応じて速やかに出庫できるように努める。

## 第4 鉄軌道施設の応急復旧

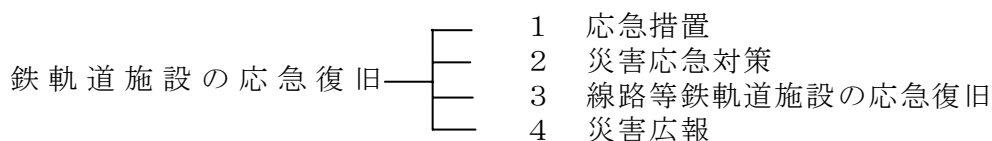
### 《実施担当》

近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社

### 《基本的な考え方》

鉄軌道管理者は交通障害となる障害物を除去するなど応急措置を講じ、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて富田林市消防署、富田林警察署に通報し、出動を要請する。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。また、駅地下道に非常照明を設ける。

#### 2 災害応急対策

各鉄軌道管理者は、それぞれの社内規定による災害対策組織の下に、速やかに交通機能の維持・回復に努めるとともに、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

#### 3 線路等鉄軌道施設の応急復旧

線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

#### 4 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを市及び関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

## 第5 バス路線の応急復旧

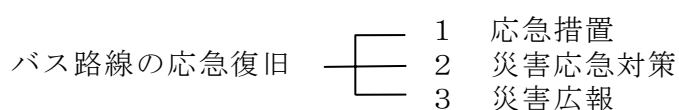
### 《実施担当》

近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、株式会社金剛自動車

### 《基本的な考え方》

乗客の安全確保と二次災害の防止に努めるとともに、輸送の確保を図る。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて富田林市消防署、富田林警察署に通報し、出動を要請する。

#### 2 災害応急対策

各管理者は、それぞれの社内規定による災害対策組織の下に、速やかに運行復旧に努める。

#### 3 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

## 第7節 ライフラインの緊急対応

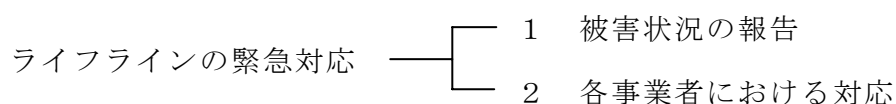
### 《実施担当》

上下水道部、関西電力株式会社（羽曳野営業所）  
大阪ガス株式会社（南部事業本部）、西日本電信電話株式会社（大阪支店）

### 《基本的な考え方》

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 被害状況の報告

- (1) ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合は、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は市及び府に報告する。
- (2) 関西電力株式会社、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

#### 2 各事業者における対応

- (1) 市は、上水道、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、富田林警察署に通報し、付近住民に広報する。
- (2) 関西電力株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、富田林警察署に通報し、付近住民に広報する。
- (3) 大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。
- (4) 西日本電信電話株式会社等は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

## 第8節 災害救助法の適用

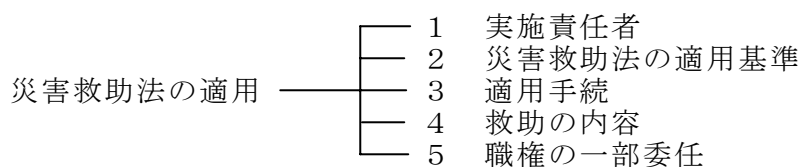
### 《実施担当》

本部事務局（総務部危機管理課）

### 《基本的な考え方》

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 実施責任者

災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については災害救助法の適用を受ける。ただし、この法律に基づいて知事が行う救助のうち、市長に委任された事項。

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本市の区域単位を原則として同一原因の災害の程度が次の（１）から（５）のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

両方の要件に該当している場合に適用される		
	府の区域内の被害	本市の区域内の被害
(1)	—	住家の滅失世帯数が100世帯以上 (人口が10万以上30万人未満の市町村に該当する)
(2)	住家の滅失世帯数が2,500世帯以上	住家の滅失世帯数が50世帯以上 (人口が10万以上30万人未満の市町村に該当する)
(3)	住家の滅失世帯数が12,000世帯以上	住家の滅失世帯数が多数
(4)	—	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること
(5)	—	多数の者の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

※ 住家の滅失世帯数の算定基準

ア 全壊（全焼）、流失世帯は1世帯とする。

イ 半壊（半焼）、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

### 3 適用手続

- (1) 市長は、前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- (2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。



#### 4 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった人の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 5 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第30条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

#### 6 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編第5章第12節の3に示すとおりである。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。



### 第3章 応急対策活動

#### 第1節 生活救護に関する計画

##### 第1 応急給水

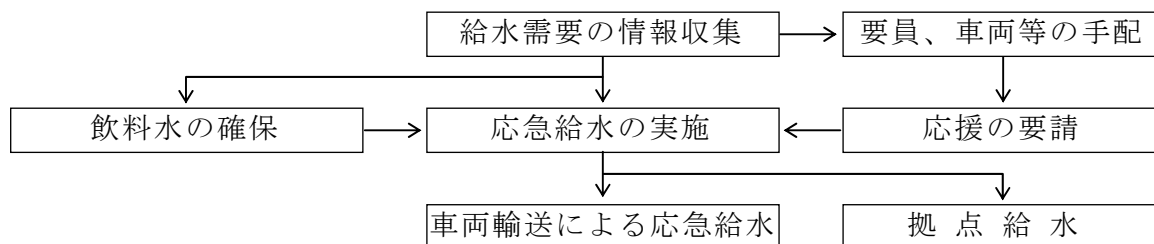
###### 《実施担当》

上下水道部

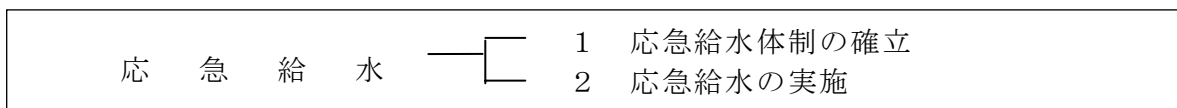
###### 《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、給水施設の破損又は飲料水の汚染等のため飲料に適した水を得ることができない人に対して、飲料水を供給する。

###### 《応急対策の流れ》



###### 《対策の体系》



###### 《対策の展開》

###### 1 応急給水体制の確立

###### (1) 災害発生直後の情報収集

上下水道部は、次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策をたてる。

- 浄水場等の状況の確認と、貯水量の把握
- 給水区域の断水状況の情報収集・把握

###### (2) 応援要請

ア 災害の規模によっては、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、大阪府水道震災対策相互応援協定に基づき、府及び関係機関に支援を要

請する。

一方、給水活動に対する他の水道事業者等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受入れる。

イ 自衛隊の応援要請が必要な場合は、市長は知事に要求する。

### (3) 飲料水の確保

大規模災害が発生した場合は、直ちに上水道施設の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により応急給水用の水を確保する。

## 2 応急給水の実施

### (1) 応急給水の目標

災害発生直後の給水の量は、市民1人あたり1日3リットルを目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

### (2) 応急給水拠点の設定

#### ア 応急給水拠点の設定

① 給水は原則として応急給水拠点からの拠点給水方式で行う。

② 応急給水拠点は、原則として配水池に設け、状況に応じて被災地等に応急給水所を開設する。

#### イ 応急給水所の周知・広報

応急給水所を開設したときは、上下水道部は市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「応急給水所」の掲示物を表示する。また、必要に応じて市長公室に市民への広報を依頼し周知を図る。

### (3) 応急給水の方法

#### ア 応急給水所への搬送

飲料水等の応急給水所への搬送は、給水タンク車や給水ポリタンク等により、応急給水拠点となる配水池から運搬し、給水を行う。

#### イ 応急給水所での給水

応急給水所での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する飲料水用袋等を使用する。

#### ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管により仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

#### エ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(4) 医療機関・福祉施設等への給水

医療救護活動を行うために設置する応急救護所や医療救護所、後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先的に行う。

## 第2 食料供給

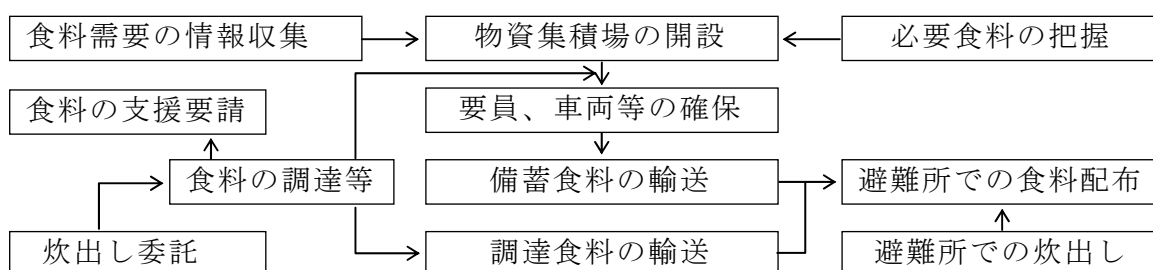
### 《実施担当》

市民生活部、保健福祉部、人権文化部、教育委員会事務局

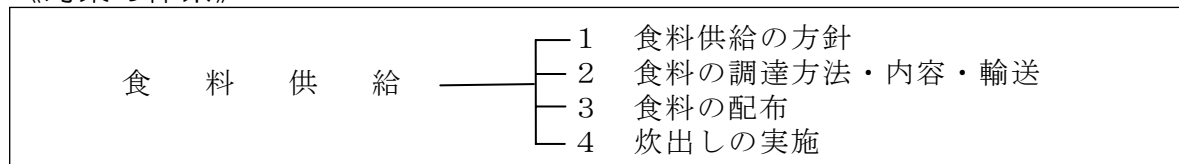
### 《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、避難所に避難した人等に対して、必要な食料を供給する。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 食料供給の方針

##### (1) 対象者

- ア 避難所に避難した人
- イ 旅行者、市内通過者等でほかに食料を得る手段のない人

##### (2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理に手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者用食や粉ミルクの供給を行う。
- イ 食料の配布は、原則として避難所で実施し、自主防災組織、ボランティア及び避難者等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握する。
- エ 組織体制等が整ってきた段階において、炊出しの実施を検討する。
- オ 食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

## 2 食料の調達方法・内容・輸送

### (1) 調達方法

#### ア 備蓄食糧

備蓄倉庫より搬出して避難所等へ配布する。

#### イ 調達食料

市民生活部は、災害応急用食料を市内の小売業者等から調達するものとし、必要量が確保できないときは、本部事務局を通じて府及び近隣市町村に対し応援を要請する。他の市町村、近畿農政局大阪農政事務所に応援要請した場合は、府に報告する。

- ① 市内の大規模小売店舗等の流通業者に手配の上、必要な食料を調達する。  
(加工品を原則とする。)
- ② 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要な食料を調達する。
- ③ 市内で十分な調達ができない場合は、他の地方公共団体に対して支援を要請する。

### (2) 食料の内容

被災者に供給する食料は以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な食料を定めて確保する。

確保の方法	食料の内容
備蓄食料	アルファ化米、粉ミルク、缶詰水
調達食料	精米・即席メン等の主食、野菜・漬け物等の副食等

### (3) 輸送

ア 備蓄食料は、ボランティア等の協力を得て、市民生活部が各避難所等へ輸送する。

イ 調達食料は、調達した業者により避難所等へ直接輸送することを原則とする。これによりがたい場合は物資集積場に受入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て市民生活部が各避難所へ輸送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて市民生活部が運送業者に委託して行う。

## 3 食料の配布

各避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種

団体等の協力を得て配布する。なお、保健福祉部は在宅食料困窮者への食料配布についても考慮する。

#### 4 炊出しの実施

##### (1) 炊出しの実施時期

市内全般に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊出しを行い得る体制が整うなどの状況を勘案して、保健福祉部が教育委員会事務局と調整のうえ実施する。

ただし、ボランティア等の炊出しの申し出がある場合、本部事務局が関係部との調整のうえ随時実施する。

##### (2) 炊出しの場所

炊出し場所は、原則として小学校の給食室（学校給食再開まで）とする。ただし、災害の状況に応じて学校給食調理場、保育所、公民館等の公共施設のほか、避難所の近くの適当な施設も利用する。また、業者にも委託して行う。

##### (3) 炊出し用燃料の調達

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、本部事務局を通じ大阪府LPガス協会富田林支部等にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

##### (4) 食品の衛生管理

炊出しにあたっては、常に食品の衛生だけでなく、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

### 第3 生活必需品の供給

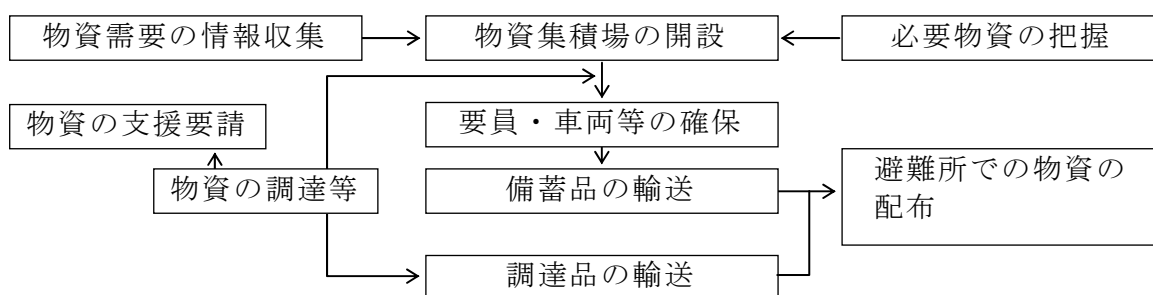
#### 《実施担当》

市民生活部、教育委員会事務局、人権文化部

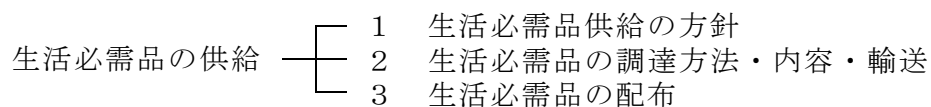
#### 《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、避難所に避難した人等に対して、必要な生活必需品を供給する。

#### 《応急対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 生活必需品供給の方針

###### (1) 対象者

- ア 避難所に避難した人
- イ 災害により生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な人

###### (2) 供給の方針

物資の配布については、被災世帯数、人員等を確実に把握した上で品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

##### 2 生活必需品の調達方法・内容・輸送

###### (1) 調達方法

###### ア 備蓄品

備蓄している毛布等を備蓄倉庫から避難所へ輸送して供給する。

#### イ 調達品

生活必需品を調達する場合は、市民生活部が市内の大規模小売店舗等の流通業者に協力を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合又はさらに不足する場合は、本部事務局を通じて府及び近隣市町村に対し応援を要請する。

他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

#### (2) 生活必需品の内容

被災者に供給する生活必需品は次に示すものとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な物資を定めて確保する。

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄品	ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品
調達品	被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

#### (3) 輸送

ア 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各避難所へ輸送する。

イ 調達品は、食料の輸送と同様に、調達した業者により避難所へ直接輸送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた物資集積場に受入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て各避難所等へ輸送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて市民生活部が運送業者に委託して行う。

### 3 生活必需品の配布

各避難所に届けられた生活必需品は、自主防災組織、ボランティア、地域各種団体等の協力を得て配布する。なお、保健福祉部は在宅生活困窮者への配布について配慮する。



## 第4 物価の安定及び物資の安定供給

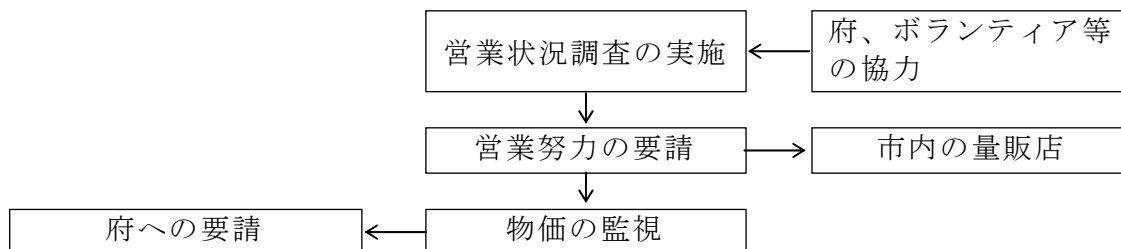
### 《実施担当》

市民生活部

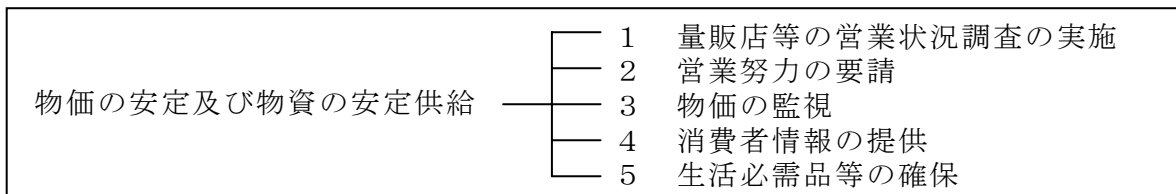
### 《基本的な考え方》

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないように監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 量販店等の営業状況調査の実施

市民生活部は、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開のための連絡調整等の支援対策を講ずる。

#### 2 営業努力の要請

市内の量販店、商店街、富田林商工会等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

#### 3 物価の監視

##### (1) 物価監視・苦情窓口

市長公室に寄せられる市民相談や消費生活センターへの通報を基に物価の実態に関する情報収集を行う。

(2) 府への要請

府に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給・流通や、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

#### 4 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

#### 5 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

## 第2節 応急教育等対策

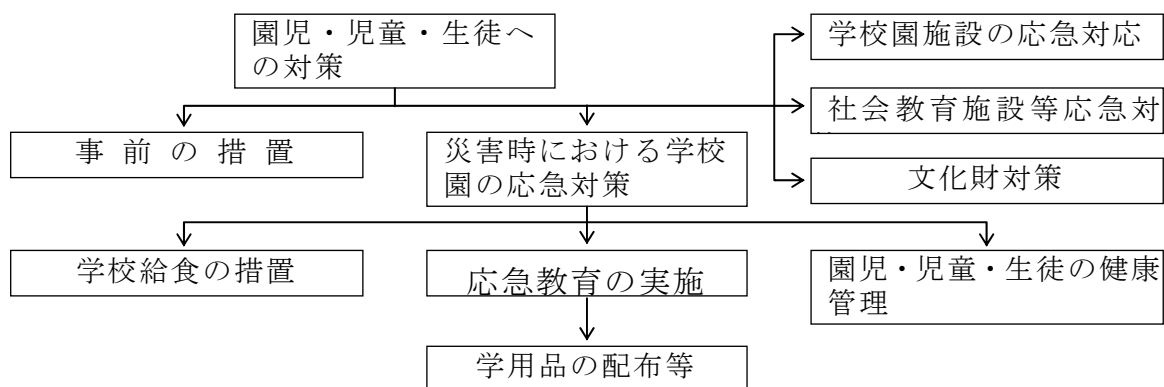
### 《実施担当》

教育委員会事務局

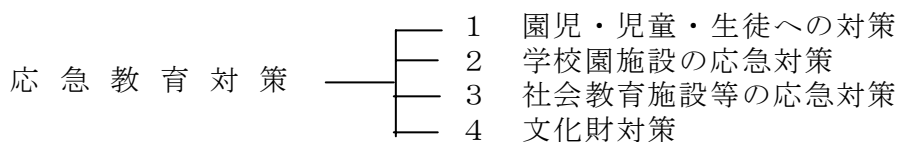
### 《基本的な考え方》

市は災害に備え、幼稚園や小中学校の園児・児童・生徒の安全を確保するため、休校園等の措置や安否確認とともに、関係機関の協力を得て速やかに学校園の再開に向けた措置を行う。

### 《応急対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 園児・児童・生徒への対策

##### (1) 事前の措置

ア 教育長は、災害発生のおそれがある場合は、必要な措置を検討し、速やかに学校園長に伝達する。

イ 市立学校の教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項のとおり学校園長と協力して災害応急対策に備える。

①学校行事、会議、出張の中止

②休校園措置、園児・児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事務処理、保護

者への連絡方法の検討

③勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集、職員への周知の方法の検討

(2) 災害時における学校園の応急対策

ア 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育委員会（事務局）に報告し、これを受けて教育委員会（事務局）は本部事務局に報告する。

イ 通学園路の安全が確認された場合は、学校園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校園内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。

ウ 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制の確立に努める。

(3) 応急教育の実施

ア 応急教育の区分

学校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

①校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

②校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

イ 応急教育実施の場所

市は、災害により校舎が損壊又は被災者の避難所となっている場合、残存施設の活用や近隣公共施設及び近隣の学校園により、保育・授業を実施する。また、学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

ウ 教職員体制の確保

府教育委員会及び市教育委員会が確保する教職員体制により応急教育を実施する。

エ 転校手続き等の弾力的運用

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(4) 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

ア 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊出しを実施する場合

イ 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合

ウ 感染症の発生が予想される場合

エ 給食物資が入手困難な場合

オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(5) 学用品等の調達、配布

ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づき教育委員会が学校園を通じて学用品等を配布する。

イ 学用品等の配布は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

①教科書及び教材

②文房具

③通学用品

ウ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し配布する。

(6) 就園学援助に関する措置

被災により、就園学することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議の上必要な措置を講ずる。

この場合においては、学校園長の申請に基づき措置する。

(7) 児童・生徒の健康管理等

ア 被害の状況を勘案し、学校園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。

イ 被災地域の園児・児童・生徒に対して、学校医及び福祉保健部と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。

ウ 被災した園児・児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

エ 被災状況に応じて、被災学校園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

## 2 学校園施設の応急対策

### (1) 施設の被害状況の報告

ア 幼稚園、小中学校の管理責任者は、災害にあったときは以下の項目について被害状況を調査・把握し、教育委員会（事務局）及び本部事務局に速やかに連絡報告する。

イ 教育委員会事務局は、直ちに本部事務局に被害の状況を報告するとともに、必要に応じて速やかに府教育委員会に報告する。

- ①園児・児童・生徒等の被災状況
- ②教育関係職員の被災状況
- ③学校園施設の被害状況
- ④その他教育施設等の被害状況
- ⑤応急措置を必要と認める事項

### (2) 応急復旧対策

教育委員会事務局は、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業の実施体制を整える。

ア 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。

イ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等の建設を検討する。

ウ 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

- ①隣接学校園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
- ②学校園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

## 3 社会教育施設等の応急対策

### (1) 利用者の安全確保

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

### (2) 避難誘導

施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

### (3) 応急措置

施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急を実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。

## 4 文化財対策

### (1) 被害状況の調査

災害発生後、指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

### (2) 被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から市指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者又は管理者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

### 第3節 建築物・住宅応急対策

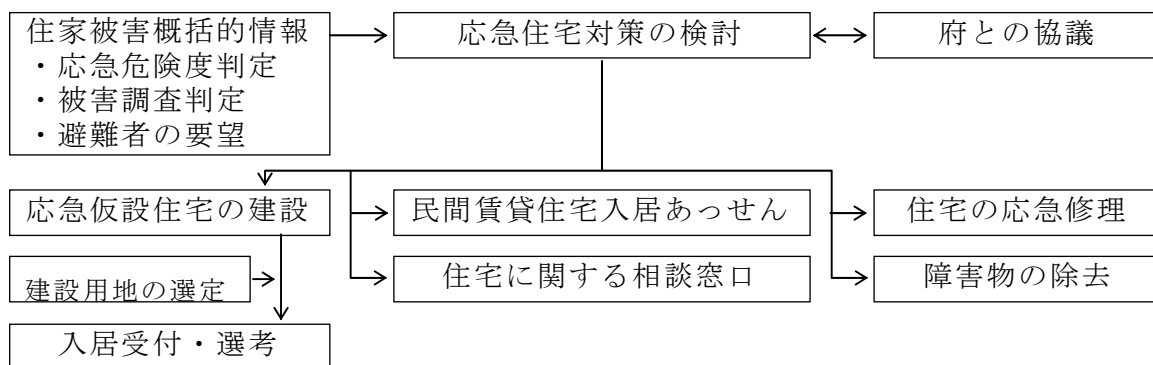
#### 《実施担当》

まちづくり政策部

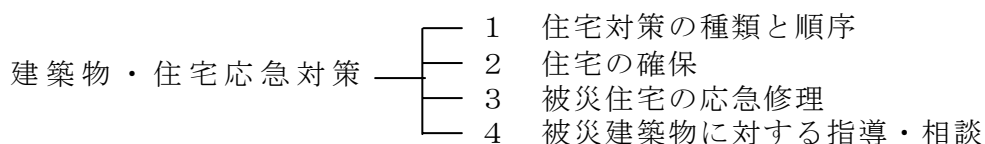
#### 《基本的な考え方》

市は、災害により住宅を失い、又は損壊等のために居住することができなくなった人、及びそのままでは日常生活を営むことができない人に対しては、避難所への避難を促すとともに、府及び関係機関と連携して迅速な応急住宅対策を実施する。

#### 《対策の流れ》



#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 住宅対策の種類と順序

(1) 災害直後に行う必要があるもの

ア 避難所の設置による被災者の応急避難（第2章第3節第3「避難所の開設・運営」を参照）

イ 空き家のあっせん

ウ 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去

エ 住宅復旧資材の調達及びあっせん

(2) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止、及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定



## 2 住宅の確保

### (1) 応急仮設住宅の供与

まちづくり政策部は、府が行う応急仮設住宅の建設に協力し、必要な措置を講ずる。

#### ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合は知事が実施する。ただし、知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

#### イ 実施基準

災害救助法の実施基準に準じて行う。

① 応急仮設住宅の設置戸数は、府と十分に調整して決める。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の調整ができる。

② 入居資格は住宅が全壊、全焼及び流失し、自らの資力で住宅を確保できない人とする。

③ 応急仮設住宅を供与する期間は、竣工後2年以内とする。

#### ウ 応急仮設住宅建設用地

応急仮設住宅建設用地は、応急仮設住宅建設候補地の中から状況に応じて、公共用地及び民間の遊休地の中から選定する。災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し、決定する。

#### エ 応急仮設住宅の管理

府と管理委託契約を結び、市の責任において管理を行う。また、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、入居の際には災害時要援護者に配慮する。

### (2) 公営住宅等への一時入居

まちづくり政策部は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、公営住宅等への一時入居の措置を講ずる。

ア 市営住宅のほか、府、府下各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、雇用促進事業団等が所有する公営・公団住宅等の空き家状況を把握する。

イ 公営・公団住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

ウ 公営・公団住宅等への一時入居の措置を実施する。

### (3) 民間住宅等への入居のあっせん

まちづくり政策部は、被災者に対して民間住宅等への入居のあっせんを行う。

ア 民間賃貸住宅等の空き家状況、家賃状況等を把握するため、貸主団体及び不動産関係団体に協力を要請する。

イ 被災者に対し空き家情報を提供し、入居のあっせんする。

ウ 必要に応じて、空き家になっている社員住宅等の借上げを検討する。

- (4) 応急仮設住宅等に関する相談窓口の開設  
まちづくり政策部は、応急仮設住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。  
なお設置に際しては、市長公室と密接に連携して行う。

### 3 被災住宅の応急修理

まちづくり政策部は、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない被災住宅について府が行う応急修理に協力し、必要な措置を講じる。

- (1) 実施責任者  
災害救助法が適用された場合の応急修理は、知事が実施する。ただし知事の委任を受けた場合には市長が実施する。
- (2) 修理の範囲  
居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、災害救助法による基本修理額の範囲内で実施する。

### 4 被災建築物に対する指導・相談

まちづくり政策部は、市民からの被災建築物の応急措置や復旧に関する相談に応じ、適切な指導を行う。

- (1) 応急措置に関する指導・相談
- ア 倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）、及び外壁等の脱落などのおそれがある屋外取付物等の災害防止に関する相談・指導を行う。
  - イ 電気、ガス等の設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報に務める。
- (2) 復旧に関する指導・相談  
被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

## 第4節 ボランティアの受入れ

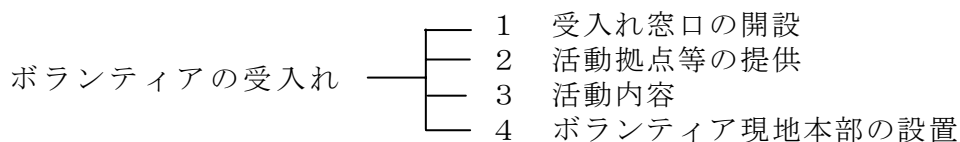
### 《実施担当》

保健福祉部、富田林市社会福祉協議会

### 《基本的な考え方》

市、府、日本赤十字社大阪府支部、富田林市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 受入窓口の開設

保健福祉部は富田林市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

#### 2 活動拠点等の提供

保健福祉部は富田林市社会福祉協議会と連携して、ボランティアに必要な場所や情報の提供等を行い、活動に協力する。

##### (1) ボランティア活動拠点施設の提供

災害状況に応じて、ボランティア活動拠点施設を提供する。

##### (2) 情報提供等

ア ボランティア活動に必要な最新情報を提供するなど、密接な連絡と協議・調整を図り、連携体制づくりに努める。

イ 事務用品や必要な機材を準備する。

#### 3 活動内容

主な活動内容は、次のとおりである。

なお、活動拠点は、市庁舎、避難所、物資集積場などとなる。

活動内容	明細
救急救助活動	被災地域
物資集積場支援	輸送、入出庫、在庫管理、受入事務等
給水活動支援	輸送、応急給水所の管理、給水管理事務
在宅被災者等の支援	被災地域
避難所運営支援	初動活動整備、運営活動
清掃等支援	避難所、被災地域
がれき除去等	被災地域
災害時要援護者支援	避難所、被災地域

#### 4 ボランティア現地本部の設置

保健福祉部は、大規模な災害が発生し、国内のボランティアによる長期の支援が必要と判断したときは、富田林市社会福祉協議会と連携してボランティア現地本部を設置し、ボランティア活動に対し適切な支援を行う。

ボランティア現地本部の運営は、富田林市社会福祉協議会が支援し、ボランティア活動を円滑に行うための情報機器等については、本部事務局が調達して貸与し、支援する。

ボランティア現地本部は、府と府社会福祉協議会等と連携を取り、登録ボランティアの派遣要請や、他市町村からのボランティアの申し出の受付や必要な情報提供を行う。

##### 【現地本部の活動】

- (1) ボランティア受入れの総合窓口
- (2) 各ボランティア活動拠点との連絡調整
- (3) 避難所等からのニーズの把握
- (4) 各ボランティアの活動のコーディネート
- (5) 市等との連絡調整会の開催
- (6) その他ボランティア活動中のトラブル等の対処・調整等

## 第5節 海外からの支援の受入れ

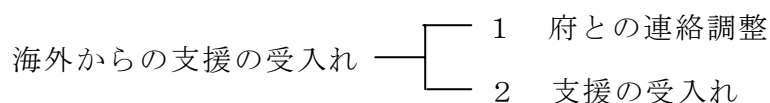
### 《実施担当》

総務部、富田林市社会福祉協議会

### 《基本的な考え方》

府、市をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 府との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、府は国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

#### 2 支援の受入れ

- (1) 府及び市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
  - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
  - イ 被災地のニーズと受入体制
- (2) 府及び市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
  - ア 案内者、通訳等の確保
  - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

## 第6節 福祉活動対策

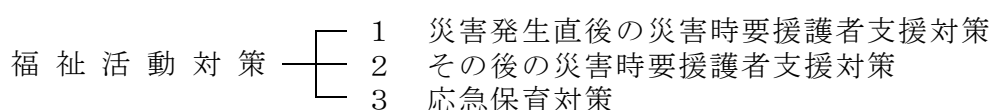
### 《実施担当》

保健福祉部、富田林市社会福祉協議会

### 《基本的な考え方》

市及び富田林市社会福祉協議会は、災害時要援護者への支援を、迅速、適切に実施する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 災害発生直後の災害時要援護者支援対策

災害発生直後において保健福祉部は、事前に把握している災害時要援護者のサービス提供内容や医療ケアなどのデータを基に被災状況の把握と、避難所や社会福祉施設等への緊急入所を中心とした活動を行う。

##### (1) 在宅災害時要援護者の安否確認

府が示す指針に基づき、民生・児童委員、地域住民、富田林市社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等と連携協力しながら、速やかに在宅災害時要援護者の安否確認を行うとともに、被災状況を把握する。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

##### (2) 社会福祉施設等に関する被災状況の確認

所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

##### (3) 災害情報の提供

障害者等の支援団体等に災害情報を提供するとともに、手話通訳者等のボランティアを要請し、それぞれの障害に応じた情報が確実に伝達されるよう配慮する。

##### (4) 在宅災害時要援護者の施設への緊急入所

被災により、居宅、避難所等では生活ができない在宅災害時要援護者については、本人又は保護者の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ円滑に実施する。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

(5) 避難所での災害時要援護者等への配慮

保健福祉部及び教育委員会と連携して、避難所等に避難した災害時要援護者の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の配布について配慮する。

## 2 その後の災害時要援護者支援対策

保健福祉部は、継続した福祉サービスを提供するための対策を講ずる。

(1) 福祉ニーズの把握

福祉サービスが継続して受けられるよう必要に応じて居宅、避難所及び応急仮設住宅等を定期的に巡回するとともに、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行い、地域の福祉ニーズの把握に努める。

(2) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等在宅福祉サービスを提供する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、災害時要援護者に対する福祉サービスの継続的な提供を行う。

ウ 被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(3) 福祉全般の相談

地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、市長公室が開設する市民相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

(4) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、災害時要援護者に対する福祉サービスの情報提供を行う。

## 3 応急保育対策

保健福祉部は、保育所等の乳幼児の安全を確保するため、休所等の措置や安否確認とともに、速やかに応急保育再開に向けた措置を行う。

(1) 事前の措置

ア 災害のおそれがあるときは必要な措置を検討し、速やかに施設長等へ伝達する。

イ 保育所等の職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害のおそれがある場合は、次の事項のとおり施設長等と協力して災害応急対策に備える。

- ① 休所（園）、行事・会議・出張の中止
- ② 保育所等入所乳幼児の避難、保護者への連絡方法の検討
- ③ 勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集方法の検討

(2) 災害時における応急対策

ア 保育所等の開所時間中に災害が発生した場合は、乳幼児の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、乳幼児の安否、被災状況等を把握し速やかに本部事務局へ報告する。

イ 休所（園）、中途帰宅等が必要と認められる場合は、保護者への連絡その他必要な措置を実施する。

ウ 保育所等の開所時間外に災害が発生した場合、職員は災害状況に応じ、あらかじめ定める基準に基づき所定の施設に参集し、災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急保育の実施や施設の管理のための体制確立に努める。

(3) 応急保育の実施

ア 災害により通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、乳幼児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して応急保育を実施する。

イ 応急保育の実施場所

災害により施設が損壊した場合、残存施設や近隣の公共施設等を活用して保育の継続を図る。

ウ 保育所等入所乳幼児の健康保持

- ① 被災の状況を勘案し、平素の保健管理、安全指導を強化する。
- ② 被災地域の保育所等入所乳幼児に対して、福祉保健部と緊密な連絡をとり、健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- ③ 被災した乳幼児の保護者に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し健康の保持、心のケアに努める。
- ④ 災害の状況により、施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

(4) 応急復旧対策

ア 施設等が被災した場合は、速やかに応急復旧措置を講じ、早急に平常保育ができる体制を整える。

イ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉所し、完全復旧するまで管理監督するとともに、代替施設等を検討する。



## 第7節 遺体の埋火葬等

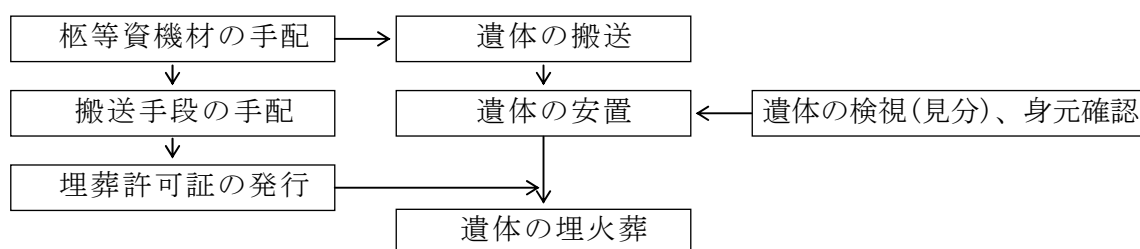
### 《実施担当》

市民生活部、人権文化部、富田林警察署

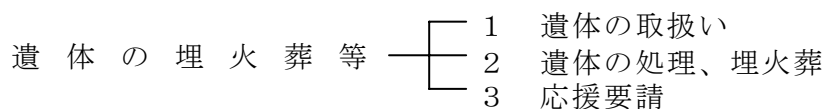
### 《基本的な考え方》

市は、災害により死者が発生した場合は、富田林警察署や医療機関等と協力し、遺体の収容、埋火葬等を円滑に実施する。

### 《対策の流れ》



### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 遺体の取扱い

##### (1) 遺体の取扱方法

###### ア 資機材の調達

- ①市民生活部は、遺体安置のため資機材の調達を行う。遺体安置に係るドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。
- ②資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて本部事務局を通じて他市町村に対し応援を要請する。

###### イ 遺体の収容

市民生活部と人権文化部は富田林警察及び関係機関と協力して遺体の収容にあたる。

- ①医師による検案や警察官による検視（見分）を行った後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。
- ②身元不明については、富田林警察署等に連絡の上、人相、着衣、所持品、特

徴などの掲示又は手配を行い、検視（見分）後遺品等を保管する。

#### ウ 安置所

人権文化部は遺体の収容措置が生じたときは、遺体安置所を開設する。

- ①遺体の身元識別に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、状況に応じて後方支援活動拠点施設から遺体安置所を選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
- ②遺体安置所の設営については、寺院及び葬儀取扱店等の協力を得て実施する。

#### エ 取扱方法

- ①市民生活部は人権文化部と協力して、身元確認のために遺体取扱台帳の作成などを行う。遺品を整理し、遺体を納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体取扱台帳に記録する。
- ②身元が判明しない遺体については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱う。

#### オ 遺体搬送等に要する車両

市所有車両で不足する場合、市民生活部は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、本部事務局を通じて自衛隊等に応援を要請する。

### (2) 遺体取扱いのための書類

遺体取扱いにあたっては以下の書類を整理する。

- ア 遺体取扱台帳
- イ 支出関係書類

## 2 遺体の処理、埋火葬

遺族が混乱期のため遺体の処理、埋火葬を行うことが困難な場合は、市民生活部が代わって実施する。

### (1) 遺体の埋火葬方法

- ア 納棺又は火葬に至るまでの業務（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置）は、葬儀取扱店等の協力を得て実施する。
- イ 遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- ウ 死亡者多数のため市内の火葬場で対応できず、広域火葬が必要と判断したときは、府に対して速やかに広域火葬の応援を要請するものとする。
- エ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるものとし、総務部に確保を要請する。
- オ 警察官の検視（見分）を経て、検視調書（死体見分調書）の作成された身元が判明しない遺体、又は確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、本部の判断で埋火葬許可証を交付し、火葬を行い、火葬後の遺

骨は人権文化部が寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

(2) 埋火葬の期間

ア 遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生から10日間とする。

イ 災害発生から10日間で埋火葬が終了しないときは、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

(3) 埋葬に関する書類

埋葬を実施するために必要な以下の書類を作成する。

ア 埋葬・火葬台帳

イ 埋葬・火葬支出関係書類

### 3 応援要請

市は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

## 第8節 保健衛生・防疫対策

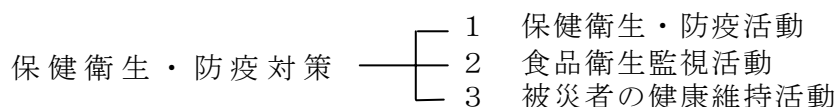
### 《実施担当》

市民生活部、保健福祉部

### 《基本的な考え方》

災害発生後は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件が重なると想定されるため、市は、関係機関と協力して迅速かつ的確に防疫措置を実施し、感染症の発生を未然に防止する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 保健衛生・防疫活動

府及び市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

##### （1） 基本的な取り組み

市民生活部及び保健福祉部は、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、防疫班を適宜編成し、府の指導、指示、命令に従い、次の防疫措置をとる。

- ア 被災地の衛生確保
- イ 避難所の衛生確保
- ウ 感染症等患者・保菌者の早期発見

##### （2） 活動内容

避難所、自主防災組織、自治会等の住民組織、保健所等からの報告のほか、自らの調査に基づき、被災地、避難所等の衛生状態を把握する。

##### ア 消毒措置の実施（感染症新法第27条）

府の指導、指示により、市民生活部及び保健福祉部は次の地域から優先的に消毒を実施する。

- ①下痢患者、有熱患者が多く発生している地域
- ②避難所のある地域

③浸水などで衛生条件が良好でない地域

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症新法第28条）

府の指導、指示により、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

ウ 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。市民生活部及び保健福祉部は、府、医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。保健福祉部及び富田林病院は、この実施に際して協力する。

エ 避難所の防疫指導

府の指導、指示により市民生活部は、避難者や自治会等の住民組織の協力を得て、定期的な消毒を実施する。

オ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

府は、予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めるときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。

保健福祉部は、臨時の予防接種を府との緊密な連携のもとに実施する。

カ 衛生教育及び広報活動

府の指導、指示により、市民生活部は、被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。なお、広報は災害の状況に応じ市長公室の協力を得て実施する。

キ 薬品の調達、確保

市民生活部は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

ク 府への協力要請

市単独の保健衛生・防疫活動が十分でないとき認められるときは、府に協力を要請して実施する。

ケ その他の措置

その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

※一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体SARS コロナウイルスであるものに限る。）、痘そう）、二類感染症（急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス）、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）

## 2 食品衛生監視活動

### (1) 食中毒の防止

ア 市民生活部は、府と協力して衛生状態の監視、改善を図る。

イ 市民生活部は、避難所運営に協力する教育委員会、炊出しを行う保健福祉部、物資配送等を行うまちづくり政策部に対し、食品の取扱方法や容器の消毒等の指導を行う。

### (2) 食中毒発生時の対応方法

市民生活部は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

## 3 被災者の健康維持活動

保健福祉部は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

### (1) 巡回相談等の実施

ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。

イ 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

エ 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

### (2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

## 第9節 廃棄物処理対策

### 第1 一般廃棄物の処理

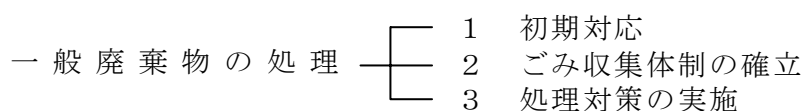
#### 《実施担当》

市民生活部

#### 《基本的な考え方》

市民生活部は、災害発生後の生活環境の悪化等に対処するため、被災地の状況を踏まえながら、家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）を迅速かつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生に万全を期す。

#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

##### 2 ごみ収集体制の確立

- (1) 市民生活部は、被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・搬送を行う。収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。
- (2) 効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。
- (3) 収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借上げにより短期間に作業を完了させる。
- (4) 被害が甚大な場合は、本部事務局を通じ府及び隣接市町村、関係団体に応援を要請して実施する。

### 3 処理対策の実施

#### (1) ごみの一時集積

大規模災害により、ごみ処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの臨時集積所を指定する。なお、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積場については定期的な消毒を実施する。

#### (2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

ア ごみの分別収集を実施する。

イ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。

ウ 災害により道路に排出された廃棄物は、臨時集積場にじん芥車両を適宜配車して、収集・搬送する。

エ 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。

#### (3) ごみの処理方法

焼却場での焼却処理のほか、必要に応じて衛生上支障のない方法で処理する。



## 第2 し尿処理

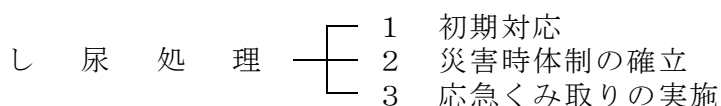
### 《実施担当》

市民生活部、上下水道部

### 《基本的な考え方》

市は、災害発生後の生活環境の悪化等に対処するため、被災地の状況を踏まえながら、し尿を迅速かつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生に万全を期する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 初期対応

- (1) 市民生活部及び上下水道部は、し尿処理・下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2) 市民生活部は、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達を行う。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、災害時要援護者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

#### 2 災害時体制の確立

- (1) 市民生活部は、必要に応じて民間事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。
- (2) 現有体制で対応できない場合は、民間事業者に協力を要請するほか、必要に応じて府及び近隣市町に応援を要請して実施する。

#### 3 応急くみ取りの実施

- (1) 市民生活部は、浸水等が発生した地域を優先的にかつ迅速な応急くみ取りを実施する。

- (2) 災害の状況により、避難所を中心に仮設トイレを設置する。
- (3) 仮設トイレの設置は大規模な避難所から順次設置するとともに、バキューム車を手配し応急くみ取りを実施する。
- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (5) 稼働中のし尿・下水処理場のみでし尿処理できない場合は、他市町村の当該施設への搬入・処理を検討する。

## 第3 がれき処理

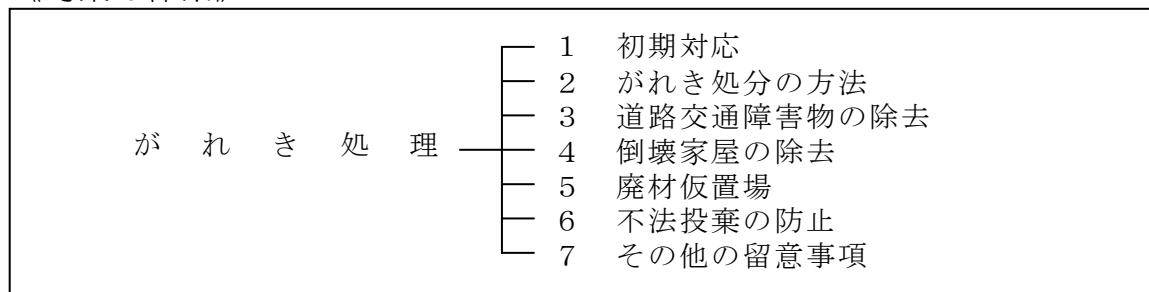
### 《実施担当》

市民生活部、まちづくり政策部

### 《基本的な考え方》

市は、災害により倒壊した家屋や転倒、落下によりがれきとなった障害物については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・処理し、がれきの適正な分別処理を行う。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 初期対応

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

#### 2 がれき処分の方法

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

### 3 道路交通障害物の除去

まちづくり政策部は、がれき等が道路交通を妨げ、また住宅をふさぐなどの障害が発生した場合は、市民生活部と連携して緊急に除去を行う。

#### (1) 障害物除去の実施方法

ア 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、建設業者等の応援協力のもとに実施する。

イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。

#### (2) 障害物の除去に必要な機械・器具の調達

ア 所有する機械・器具を使用するほか、必要に応じて建設業者等から迅速に調達して実施する。

イ 上記により調達が困難な場合は、府、近隣市町、関係団体等に応援を要請する。

#### (3) 障害物除去に係る人員の手配

建設業者において十分に人員を確保できない場合は、府にあっせんを要請する。

#### (4) 除去した障害物の処分

ア 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃廃材、可燃廃材に分別して、それぞれの仮置場へ搬送する。なお、アスベスト等有害ごみについては、専門業者により処理する。

イ 可燃廃材は、再利用できるものはチップ工場等で、再使用不能のものは処理施設で焼却処理する。

ウ 不燃廃材は粉碎処理し、有害物については、専門業者により処理する。

### 4 倒壊家屋の除去

市は被災者の経済的負担の軽減を図るため、国に対し特別の措置を要請する。

### 5 廃材仮置場

#### (1) 廃材仮置場の選定

がれき等の廃材仮置場は、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び周辺環境等に配慮して、不燃廃材仮置場、可燃廃材仮置場に分けて選定する。

#### (2) 廃材仮置場への搬送

倒壊家屋からの廃材、焼失家屋の焼け残り、がれき等については、不燃廃材、可燃廃材に分別して、廃材仮置場へ搬送し、廃材仮置場から処理施設等へ搬送

する。なお、アスベスト等有害ごみについては、専門業者により処理を行う。

## 6 不法投棄の防止

道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。

## 7 その他の留意事項

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけ、飛散防止対策を徹底するとともに、その他知事が定める作業基準を守るよう指導する。

## 第4 愛玩動物の収容

### 《実施担当》

市民生活部

### 《基本的な考え方》

市及び関係機関は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、放浪動物の保護・収容及び死亡愛玩動物の適切な収集・処理等を実施する。

### 《対策の体系》

愛玩動物の収容 —  1 放浪動物の保護収容  
 2 死亡愛玩動物の処理

### 《対策の展開》

#### 1 放浪動物の保護収容

市民生活部は、飼育されていた犬猫等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、動物愛護団体等の関係機関との連携のもとに、保護収容等の対策にあたる。

#### 2 死亡愛玩動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、市民生活部が関係機関と協力して行う。

## 第10節 社会秩序の維持

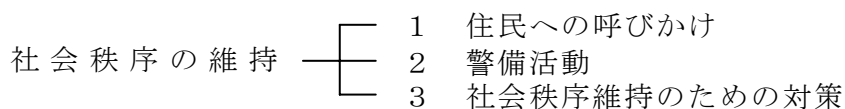
### 《実施担当》

市長公室、市民生活部、富田林警察署

### 《基本的な考え方》

市は、大規模災害が発生した場合は、被災者が精神的に不安定となっているため、流言飛語や社会的な混乱を防ぐなど、富田林警察署と連携して社会秩序の維持に努める。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 住民への呼びかけ

市長公室は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

#### 2 警備活動

市長公室及び市民生活部は、消防本部や富田林警察署と協議して、パトロールを実施する。

#### 3 社会秩序維持のための対策

##### [警察活動]

##### (1) 犯罪の予防・取締り

- ア 自主防犯についての注意指導、警告広報
- イ 警ら警戒活動の強化
- ウ 避難所等への巡回訪問の実施
- エ 臨時交番、検問所等の設置
- オ 防犯警戒、一斉取締りの実施
- カ 人心の不安、物資の不足に伴う紛争、その他集団的事案、暴利行為に対する

警戒、取締り

(2) 流言飛語の防止対策

- ア 災害に関する的確な情報の収集と広報活動による人心の不安の除去
- イ 人心の不安を助長するようなデマ情報等の防止

(3) 保安対策

- ア 銃砲刀剣類及び火薬等の所持違反等の取締り強化
- イ 銃砲刀剣類所持等取締法第 26 条の規定による銃砲刀剣類の授受、運搬又は携帯の禁止、制限若しくは仮領置の実施



## 第11節 ライフラインの応急対策

### 第1 上水道施設

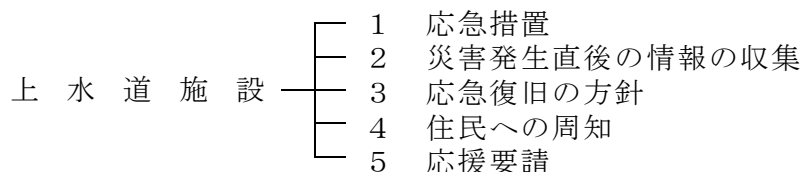
#### 《実施担当》

上下水道部（水道事業）

#### 《基本的な考え方》

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

#### 《対策の体系》



#### 《対策の展開》

##### 1 応急措置

上下水道部は、災害発生後、施設の被害状況を早急に調査・把握し、二次災害の発生するおそれがある場合又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに次の措置を講ずるとともに、必要に応じて富田林警察署への通報並びに付近住民への広報をおこなう。

- (1) 施設の損壊や漏水を応急復旧する。
- (2) 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。
- (3) 断水の連絡を受け、応急給水が必要となった地域については、給水車等による飲料水の供給等を行う。

##### 2 災害発生直後の情報の収集

水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

### 3 応急復旧の方針

- (1) 施設の応急復旧は、資機材及び消毒剤等を調達して復旧の確保を図り、避難所、病院、社会福祉施設等への給水を優先的に進める。  
作業にあたっては、断水区域を最小限にするように配水調整をして、順次断水区域の解消に努める。
- (2) 応急復旧に必要な機材は、常に点検・整備し、万全を期す。

### 4 住民への周知

- (1) 節水に努めるよう、住民に広報する。
- (2) 水道施設の被害状況や、復旧見通し、また供給状況等を関係機関、報道機関に連絡するとともに、必要に応じて市長公室より住民に広報する。

### 5 応援要請

災害の規模によっては、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、大阪府水道震災対策相互応援協定に基づき府及び関係機関に応援を要請する。

## 第2 下水道施設

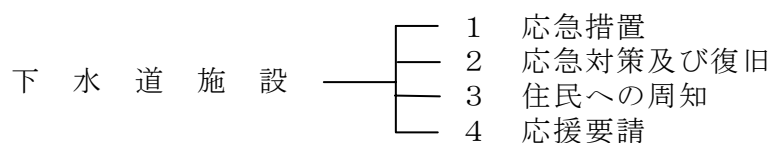
### 《実施担当》

上下水道部、まちづくり政策部

### 《基本的な考え方》

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

- (1) 上下水道部は、停電等によりマンホールポンプ施設の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 下水道施設において二次災害の発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、必要に応じて富田林警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

#### 2 応急対策及び復旧

- (1) 災害復旧資機材の調達  
上下水道部で所有している資機材等で不足する場合は、近隣市町、民間業者等から調達する。市で調達が困難な場合は、必要に応じて府に資機材等の調達を要請する。
- (2) 下水道施設の被害調査  
主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、職員で対応できないと判断される場合は、関係業者等の協力を求め、緊急に調査を実施する。
- (3) 応急復旧の基本方針  
下水道施設は市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、復旧の難易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。  
また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

#### (4) 応急復旧方法

##### ア 処理場

大和川下流流域下水道組合及び大阪府南部流域下水道事務所に被害状況を確認し、勝利機能が著しく低下し、早急な復旧が無理と判断される場合は、トイレ排水を除く生活排水及び事業場排水の使用制限を行い、早期の復旧を行う。

##### イ 管渠

流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

### 3 住民への周知

- (1) 生活水の節水に努めるよう、住民に広報する。
- (2) 下水道施設の被害状況や復旧見通しを関係機関、報道機関へ連絡するとともに、必要に応じて市長公室より住民に広報する。

### 4 応援要請

災害の規模により、富田林市下水道排水設備指定工事店の協力を得ても、なお応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、府又は府下の市町村に応援を要請し、その支援を受ける。

それでも対応できない大規模災害の場合は、「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく応援を府を通じて要請する。

## 第3 電力供給施設

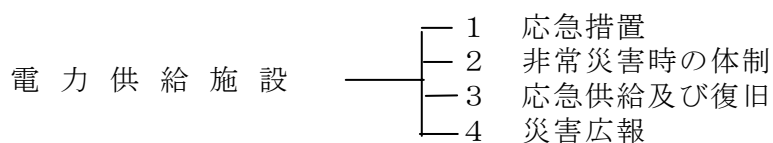
### 《実施担当》

関西電力株式会社（羽曳野営業所）

### 《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害の発生するおそれがある場合又は市・府等から要請があった場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに本部事務局、富田林警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

#### 2 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合は、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

#### 3 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

#### 4 災害広報

- (1) 二次災害を防止するため、被災地における電気施設及び電気機器の使用上の注意等について広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し住民に広報する。

## 第4 ガス供給施設

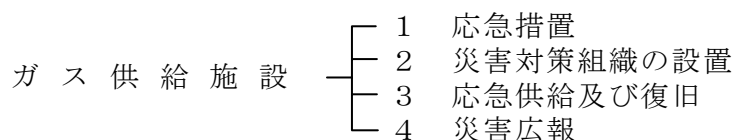
### 《実施担当》

大阪ガス株式会社（南部導管部）

### 《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

都市ガスの漏洩による二次災害の発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに本部事務局、富田林警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

#### 2 災害対策組織の設置

供給エリア内で災害の発生が予想される場合は、供給エリアを管轄する所属内に災害対策組織を設置する。

#### 3 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

#### 4 災害広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し住民に広報する。



## 第5 電気通信施設

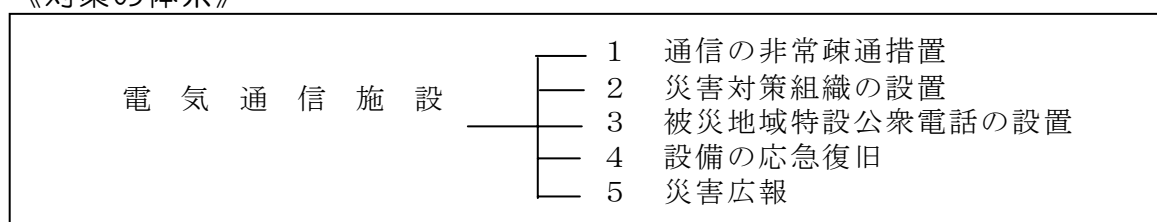
### 《実施担当》

西日本電信電話株式会社（大阪支店）

### 《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

#### 2 災害対策組織の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められるときは、災害対策組織を設置し、本部長に支店長があたる。

#### 3 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

#### 4 設備の応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは災害復旧に係る工事を優先し、災害復旧に必要な要員、資材及び輸送の確保を図る。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

#### 5 災害広報

災害に伴う電気通信設備等の復旧は、通信の疎通及び利用制限の措置状況や被災した電気通信設備等の応急復旧状況等について広報して、通信の疎通が出来ないことによる社会不安の解消に努める。

## 第12節 農業関係応急対策

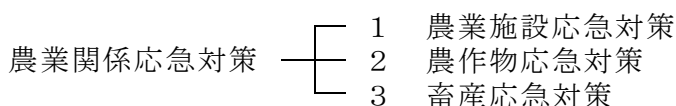
### 《実施担当》

まちづくり政策部

### 《基本的な考え方》

市は、J A大阪南農業協同組合等と連携し、迅速に農業に関する応急対策を講ずるものとする。

### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 農業施設応急対策

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上で応急対策を実施する。

#### 2 農作物応急対策

- (1) 技術の指導  
まちづくり政策部及びJ A大阪南農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。
- (2) 主要農作物種子の確保、あっせん  
府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみのあっせんに依頼する。
- (3) 園芸種子の確保あっせん  
府は、園芸種子需要安定措置要綱に基づき、社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。
- (4) 病虫害の防除  
まちづくり政策部は、府その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を

活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

### **3 畜産応急対策**

伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

## 第13節 義援金品の受付・配分

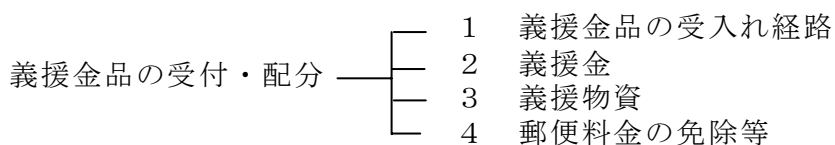
### 《実施担当》

総務部、市民生活部

### 《基本的な考え方》

総務部は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受けけるとともに、関係機関と協議して配分を実施する。

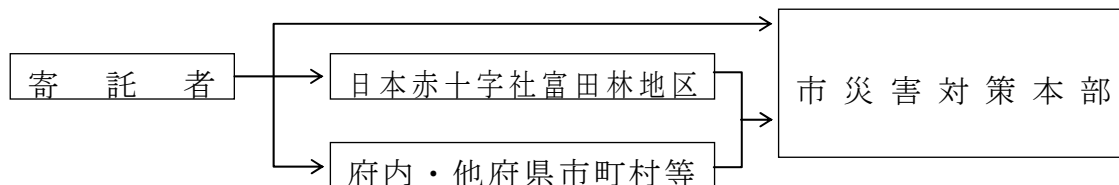
### 《対策の体系》



### 《対策の展開》

#### 1 義援金品の受入経路

市への義援金品は、次に示す経路により市に寄託され、総務部が担当する。



#### 2 義援金

##### (1) 受付

ア 市に寄託される義援金は、総務部が受付窓口を開設して受けける。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

##### (2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

##### (3) 配分

関係機関等と次の項目について協議の上決定し、配分する。

ア 配分方法

イ 被災者等に対する伝達方法

### 3 義援物資

#### (1) 受付

ア 市に寄託される義援物資は、市民生活部が受付窓口を開設して受付ける。

イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

#### (2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

#### (3) 配分

市民生活部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

### 4 郵便料金の免除等

日本郵政公社大阪中央郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 日本郵政公社総裁が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資を内容とする郵便物（現金書留及び小包）の料金は免除される。

(2) 府及び市等の申請により、日本郵政公社総裁が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

## 〔地震災害復旧復興対策〕

地震災害復旧復興対策の市が行う復旧復興措置等については、市災害対策本部が設置された場合における各部の活動を記述している。

なお、市災害対策本部を設置する前又は設置しない場合の活動は、市災害対策本部の組織の活動に準じて行う。

## 第1章 生活の安定

### 第1節 復旧事業の推進

#### 第1 災証明

##### 《実施担当》

総務部、市民生活部
-----------

##### 《基本的な考え方》

市は、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害調査等に基づき災証明書の発行など必要な措置を講ずる。

##### 《施策の展開》

#### 1 災証明書の発行

総務部及び市民生活部は被災台帳を整備し、被災した世帯の各種支援措置等を受けるための手続書類として災証明書を発行する。

#### 2 証明の範囲

被災状況について証明する。



## 第2 被災施設の復旧

### 《実施担当》

全部局
-----

### 《基本的な考え方》

市は、被害の程度を調査・検討し、府と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、被災施設の復旧とあわせ災害発生の再発防止に努める。

### 《対策の展開》

#### 1 災害復旧計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と十分に連絡調整を図り計画を作成する。

#### 2 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

#### 3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び府が

費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、査定実施が速やかに行われるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

- (1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの
  - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
  - イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
  - ウ 公営住宅法
  - エ 土地区画整理法
  - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
  - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - キ 予防接種法
  - ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫負担する。
  - ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (2) 激甚災害に係る財源援助措置
  - \*本節第3「激甚災害の指定」を参照

#### 4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、府、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

### 第3 激甚災害の指定

#### 《実施担当》

総務部（本部事務局）、市民生活部

#### 《基本的な考え方》

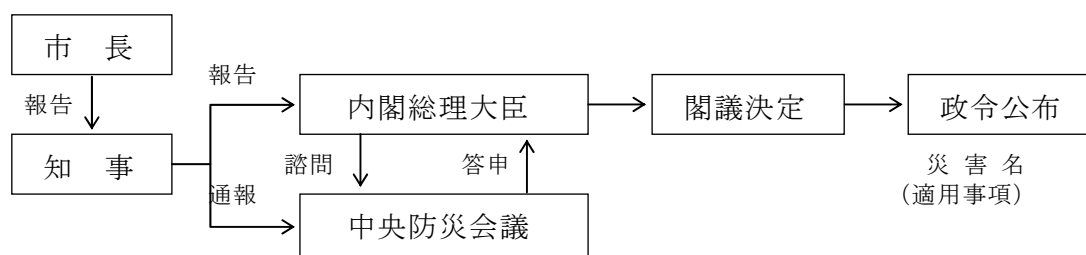
市は、甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画の実施に努める。

#### 《対策の展開》

##### 1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、おおむね次のとおり行われる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。（災害対策基本法第53条第1項）
- (2) 市長からの報告を受けた知事は、この災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条第2項）
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めるときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。（激甚法第2条第3項）
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。



##### 2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況

等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

### 3 激甚災害指定の基準

激甚災害には、資料編第6章1に示す「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日／中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日／中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

### 4 特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

## 第2節 被災者の生活確保

### 第1 災害弔慰金等の支給

#### 《実施担当》

保健福祉部
-------

#### 《基本的な考え方》

市及び府は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、府内規及び市条例の定めるところにより見舞金を支給し、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

#### 《対策の展開》

##### 1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

対象となる災害	ア 富田林市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 イ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害 ウ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母 （*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む）
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の人が死亡した場合 250万円

##### 2 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障害を有する人となった者
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の人が障害を受けた場合 125万円

### 3 大阪府災害見舞金（大阪府災害見舞金内規）

対象となる 災 害	市域内において10世帯以上の住家が滅失した自然災害	
支 給 対 象	り災世帯主	
支 給 額	ア 住家全壊又は流失した場合	10万円
	イ 住家半壊又は床上浸水した場合	5万円

### 4 富田林市災害見舞金（富田林市災害見舞金等支給条例）

対象となる 災 害	火災、風水害、交通事故その他市長が必要と認める災害	
支 給 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害により市内において現に居住している家屋に被害を受けた者…災害見舞金</li> <li>・ 災害により死亡した市内に居住する者の遺族。ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第29号)第3条の適用を受けた場合を除く。…死亡弔慰金</li> </ul>	
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家全焼、全壊、流失した場合</li> <li>・ 住家半焼、半壊した場合</li> <li>・ 住家床上浸水した場合</li> <li>・ 死亡した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯あたり6万円</li> <li>1世帯あたり3万円</li> <li>1世帯あたり2万円</li> <li>1人あたり6万円</li> </ul>

## 第2 災害援護資金・生活資金等の貸与

### 《実施担当》

保健福祉部、富田林市社会福祉協議会

### 《基本的な考え方》

市及び府は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被害を受けた人に対して災害援護資金の貸与を行うとともに、府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に定めるところにより災害援護資金の貸与を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

### 《対策の展開》

#### 1 災害援護資金の貸付

自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資する災害援護資金の貸付を行う。

#### 2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

富田林市社会福祉協議会は、府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、低所得者世帯に対して被害を受けたことによる困窮から自立更正するために必要な資金の貸付を行う。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

### 第3 租税等の減免及び徴収猶予等

#### 《実施担当》

市民生活部

#### 《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置を、状況に応じて適切に講じ、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

#### 《対策の展開》

##### 1 市 税

###### (1) 納税期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び市税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。

###### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

###### (3) 減 免

災害により被害を受けた納税義務者等が市税を納付することができないときは、市税条例及び市税条例施行規則に定めるところにより市税の減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 市 民 税 (個人 の 府 民 税 含 む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固 定 資 産 税	災害により生じた被害の程度に応じて減免を行う。
そ の 他 の 税	災害により生じた被害の程度に応じて減免を行う。

##### 2 府税・国税

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切な措置を行う。



## 第4 住宅の確保

### 《実施担当》

まちづくり政策部
----------

### 《基本的な考え方》

市は、関係機関と連携し、災害により住居を失った人の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対する支援に努める。

### 《対策の展開》

#### 1 住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を設置して、市民からの修繕、新築、融資等の相談、及び情報の提供を行う。また、必要に応じて建築関係団体への協力を要請する。

#### 2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画及び都市再開発法による市街地再開発事業等の計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

#### 3 住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

##### (1) 公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

##### (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

##### (3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な中堅所得者層に対し、良質な賃貸住宅を供給する。

#### 4 民間賃貸住宅の建設支援

大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等の適用を受け、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅を建設しようとしている者に対して支援を行う。

#### 5 災害復興住宅資金の貸付

- (1) 府と協力・連携して、住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資制度の適用が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。
- (2) 府が行う被災者への低利融資のあっせん及び取扱金融機関に対する利子補給などの制度に協力し、個人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援に努める。

#### 6 り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に「り災都市借地借家臨時処理法」（昭和 21 年法律第 13 号）の適用申請を行う。

## 第5 被災者生活再建支援金

### 《実施担当》

保健福祉部

### 《基本的な考え方》

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援基金に対して支援金の迅速な支給を要請する。

### 《対策の展開》

#### 1 被災者生活再建支援制度の概要

##### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

##### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2条のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害。

イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害。

ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。

エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）の区域であって、ア～ウに規定する区域に隣接するものに係る自然災害

##### (3) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、全壊・全焼・全流失した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主

の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

安住安定支援制度に係る経費（居住関係経費）については、大規模半壊世帯（居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯）についても対象になる。

	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	単数世帯
①	500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300万円	225万円
②	500万円超 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
③	700万円超 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円

(4) 支援対象経費

① 生活関係経費（通常分）

ア 生活に通常必要な物品の購入又は修理費

イ 住居の移転費

② 生活関係経費（特別分）

ア 被災世帯の居住地又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

イ 居住移転のための交通費

ウ 住宅を賃借する場合の礼金

エ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

※大規模半壊世帯は生活関係経費は対象にならない。

〔居住関係経費〕

オ 家賃（公営住宅除く）

カ 解体（大規模半壊世帯は補修のための一部除却）・撤去・整地費

キ 建築・購入のための借入金等に係る利息及び債務保証料

ク 仮設住宅等の使用料

ケ 諸経費（建築確認、完了検査等申請料、登記に係る費用、住宅購入に係る仲介手数料）

(5) 支給限度額

① 生活関係経費

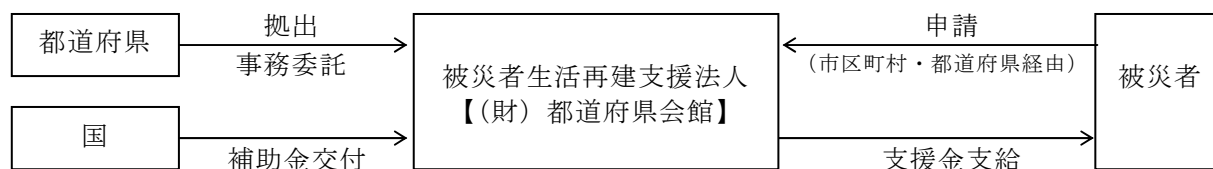
	通常経費	特別経費	合計
複数世帯	70万円	30万円	100万円
単数世帯	55万円	20万円	75万円

② 居住関係経費

	家賃・利用料 (オ・ク)	解体撤去・整地費等 (カ・キ・ケ)	合計限度額
複数世帯	50 万円	200 万円	200 万円
単数世帯	37.5 万円	150 万円	150 万円

(6) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の 1/2)

## 第3節 中小企業の復興支援

### 《実施担当》

市民生活部
-------

### 《基本的な考え方》

市は、災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

#### 2 資金の融資

- (1) 府及び金融機関が行う災害復興資金融資制度などに協力し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。
- (2) 中小企業振興資金融資制度、同資金に対する信用保証料の補給及び利子補給制度等を活用し、被災した中小企業の復興と発展向上に努める。

#### 3 中小企業者に対する周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、中小企業金融公庫や国民金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特別利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

## 第4節 農業関係者の復興支援

### 《実施担当》

まちづくり政策部

### 《基本的な考え方》

市は、災害により被害を受けた農業関係者等に対して復旧を促進し、農業等の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、府に協力して必要な措置を講ずる。

### 《対策の展開》

#### 1 資金需要の把握・調査

府が行う農業関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。

#### 2 資金の融資

- (1) 農業協同組合等の協力を得て、府と協力・連携して被災した農業関係者に対する資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。
- (2) 天災融資資金、農林漁業金融公庫資金、大阪府農林漁業経営安定資金をはじめ、富田林市農業資金利子補給制度等を活用し、被災した農業関係者の施設の復旧及び経営の維持安定に努める。

#### 3 農業関係者に対する周知

農業協同組合その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、農林漁業金融公庫や国民金融公庫が行う災害貸付等について、農業関係者に周知する。

## 第2章 復興の基本方針

### 《実施担当》

全部局
-----

### 《基本的な考え方》

市は、被災者の生活再建を支援し、市民とともに災害の再発防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりに努める。

### 《対策の展開》

#### 1 災害復興方針の策定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興等の検討を行い、災害復興方針を策定する。方針を策定した後、速やかに府等関係機関に通知するとともに、市民に周知する。

#### 2 災害復興計画の策定

- (1) 災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では市街地復興、産業復興、生活復興等に関する計画を策定する。
- (2) 災害復興方針が原状復旧を基本とする場合は、災害の再発を防止できるような可能な限り改良復旧を行う計画とする。
- (3) 市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供を行い、計画策定段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求めつつ策定する。

#### 3 災害復興事業の実施

- (1) 復興計画に基づき、関係機関が実施する諸事業と調整しつつ、計画的かつ速やかな復興に努める。
- (2) 復興計画の迅速かつ的確な遂行を図るため、庁内に災害復興に関する調整会議を設置するとともに、必要に応じて府及び他市町村と連携して、広域応援体制を整備して復興に努める。



## 附編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

# 第1章 総則

## 1 目的

内閣総理大臣は、東海地震に係る地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市は東海地震に係る地震防災強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

## 2 基本方針

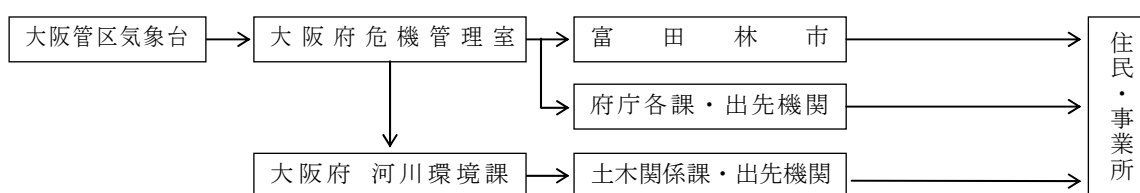
- (1) 本市は大規模地震対策特別措置法の基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発令される間についても必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編で対処する。

## 第2章 東海地震注意情報発表時の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

### 1 東海地震注意報の伝達

#### (1) 伝達系統



#### (2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ その他必要な事項

### 2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

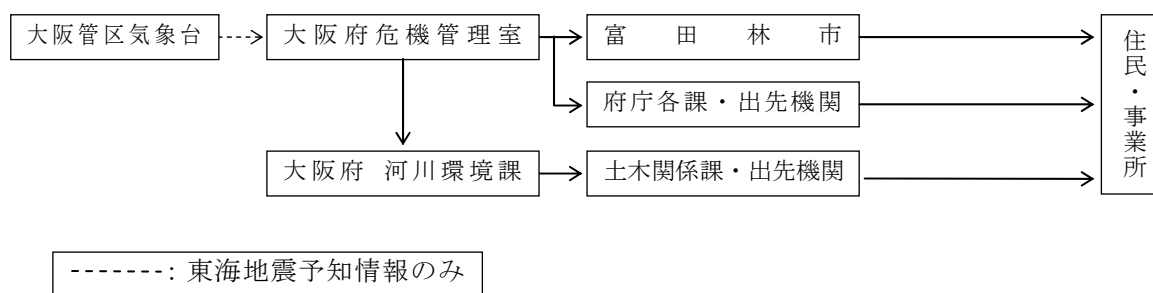
### 第3章 警戒が発せられた時の対応措置

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

#### 1 東海地震予知情報等の伝達

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

##### (1) 伝達系統



##### (2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ 警戒宣言
- ウ 警戒解除宣言
- エ その他必要と認める事項

#### 2 警戒態勢の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとする。

##### (1) 組織動員配備体制の確立

- ア 市は、震度予想や地域の実情に応じて、災害対策（警戒）本部を設置する。
- イ 市は、必要な動員配備体制をとる。
- ウ 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請す

る。

エ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

(2) 消防・水防

市及び府は、迅速な消防活動ができるよう、適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

ア 東海地震予知情報等の収集と伝達

イ 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

ウ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備

エ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

(3) 交通の確保・混乱防止

府警察及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

ア 交通規制、交通整理

イ 交通規制等への協力と安全走行についての広報

(4) 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

(5) ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

(6) 危険箇所対策

ア 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

イ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

(7) 社会秩序の維持

ア 警備活動

府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

イ 生活物資対策

市及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

(8) 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

### 3 住民、事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

#### (1) 広報の内容

- ア 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- イ 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- ウ 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- エ 流言防止への配慮
- オ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- カ 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

#### (2) 広報の手段

- ア 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- イ 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- ウ 広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

#### 市民・事業所に対する市長からの呼びかけの例文

市民並びに事業所の皆さん、私は、富田林市長の〇〇〇〇です。

先程、テレビ・ラジオで報道されましたように、本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震に関わる「警戒宣言」が発せられました。

その内容は、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるということです。この東海地震が発生した場合、富田林市内では、静岡県等の地震防災対策強化地域とは異なり、震度4程度であると予想されます。

震度4では、被害はほとんど発生しません。ただし、地盤の悪いところでは局地的に、老朽建物の破損、窓ガラスの落下、家具の転倒等が考えられます。市民・事業所の皆さんが冷静沈着な行動をとり、適切に対処すれば被害は最小限に食い止めることができます。

まず、地震に備えて危険な作業、また不要不急の電話の利用や自動車の使用を極力自粛してください。品物の買いだめなどに走り回らないでください。

また、デマなどに惑わされず、テレビ・ラジオの情報や市役所等の防災機関からの広報など正確な情報に耳を傾けてください。

地震が発生した場合、津波の影響も考えられますので、魚釣り、海水浴等で海岸には行かないようにしてください。

繰り返します。この東海地震が発生した場合でも、皆さんが冷静に行動すれば大丈夫です。あわてず落ち着いて行動していただくよう重ねてお願いいたします。